

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第八号
令和四年三月一日発行（抜刷）

論
文

鈴木重胤の『日本書紀』研究の姿勢

『日本書紀伝』自筆稿本に残された祭文の検討から

佐野真人

鈴木重胤の『日本書紀』研究の姿勢

『日本書紀伝』自筆稿本に残された祭文の検討から

佐野真人

□要旨

本稿は、皇學館大学が所蔵する『日本書紀伝』鈴木重胤自筆稿本に収録される祭文を読み解くことで、重胤の学説の背景にある重胤自身の思想に迫るものである。自筆稿本には四点の祭文が残されているが、そのうちの三点は未翻刻・未公刊のものである。祭文を読み解くと、重胤の特色ともいえる「敬神の念」によって『日本書紀伝』を執筆していたことが窺え、『日本書紀伝』は神々に誓いを立てて執筆が開始され、自身の学問成果として発表するものではなく、神のため、天皇のためにだけに執筆をしているのだという強い自負が現れている。『日本書紀伝』を執筆し完成させることは、生涯に亘る大業と重胤自身が理解して、国家を守護すべき書物として『日本書紀』を尊重し、『日本書紀伝』を著述することで、「皇大御学」によって皇室と国家とを護持できると理解していたと、重胤の『日本書紀』に対する姿勢を推測できる。

□キーワード

鈴木重胤 日本書紀 日本書紀伝 祭文 皇神 梶尾大神 宗像大神

はじめに

山形県鶴岡市の大瀧直之助氏から皇學館大学に寄贈された、「羽前大瀧家伝来 鈴木重胤先生関係資料」（以下、「重胤資料」という）は、神道研究所（神道博物館 収蔵庫にて保管）が管理している。その中でも鈴木重胤未完の大著である『日本書紀伝』自筆稿本全一四七冊が、令和三年四月三十日（本学の創立記念日）に皇學館大学デジタルアーカイブで公開された。本学では平成三十一年度（令和元年）からプロジェクト研究「皇室文化研究の総合学術拠点の形成」（研究代表者…河野訓学長）を立ち上げ、その第三部門の中で日本書紀伝研究会を組織して、共同研究を推進してきた。本稿は、その研究成果の一部である。

鈴木重胤自筆稿本の『日本書紀伝』の特徴はいくつもあるが、中でも『日本書紀伝』の成稿の区切りごとに、重胤が皇神を招請して齋行した奉告祭の祭文が収録されていることが興味深い。

1、奉告¹日本書紀伝再稿之由於 宗像 梶尾二所大神等及天社国社之 皇神等²一文

安政四年十一月十四日（自筆稿本『日本書紀伝』巻五ノ下）全集未収

2、奉_レ告_コ日本書紀伝宝鏡開始章成由於 皇神等_一且_レ寿_下 宗像大神東京小一条亭社成而遷_コ座新殿_一之事_上詞

安政四年十二月（自筆稿本『日本書紀伝』卷二十二ノ八）全集未収
3、奉_レ告_下日本書紀伝二十三卷稿成_一且_レ為_レ奉_コ迎 宗像大神_一欲_レ發_コ途於筑紫_上國_一之由 相尾 宗像二所大神及天神地祇_上文

安政五年三月十五日（自筆稿本『日本書紀伝』卷二十三ノ七）全集未収
4、日本書紀伝神代上卷脱稿之奉賽告文

万延元年四月十四日（自筆稿本『日本書紀伝』卷三十ノ二十）
『鈴木重胤全集』八（鈴木重胤先生学徳頭揚会、昭和十五年）の「日本書紀伝二十八之卷」の末尾に所収

右の祭文のうち「4、日本書紀伝神代上卷脱稿之奉賽告文」は、『鈴木重胤全集』八（鈴木重胤先生学徳頭揚会、昭和十五年）の「日本書紀伝二十八之卷」の末尾に所収されるが、その他の祭文は『鈴木重胤全集』に未収録であり、これまでに翻刻および紹介はされていない。本稿では、1から3の未翻刻の祭文三点を取り上げて、鈴木重胤がいかなる信念によって『日本書紀伝』を執筆していたのかを読み解いてゆきたい。そして、祭文を読み解くことで、重胤の学説の背景にある重胤自身の思想に迫ることができよう。ただし、筆者は、古代史を専攻し、古代の天皇祭祀や神宮祭祀などを専門に研究しており、近世思想史、まして鈴木重胤研究はまったくの門外漢であることから、祭文の内容紹介程度にとどまる可能性があるあることを、あらかじめ御諒解いただきたい。

一、『日本書紀伝』の伝来について

本論に入る前に、谷省吾氏の研究^①に基づいて、『日本書紀伝』の伝来について整理しておきたい。自筆稿本の奥書によれば、卷三（神代上、第一神世七代章）を嘉

永六年（一八五三）十一月十四日に起稿、同年十二月十六日に脱稿し、卷三十二（神代下、第二天孫降臨章）を文久二年（一八六二）三月三日起稿、同年四月二十六日に脱稿している。翌年の文久三年（一八六三）八月十五日、五十二歳で江戸小梅の自邸において暗殺されたことよって執筆が中絶したため、『日本書紀』神代卷の天孫降臨章第一の一書の注釈までで、あとは未完となった。このときに執筆中であつた卷三十三の原稿は所在不明である。なお、卷一・卷二は総論に当てるために後回しとし、卷三から執筆が開始されているが、刊本では卷三を卷一とし、以下はこれにならつて巻数が二つずつ繰り上がっている。

草稿は完成するにしたがつて順次、羽前大山の大瀧光憲のもとに送られ、大瀧家において写本を作成の上（大瀧光賢）、江戸へと送り返された。草稿は大瀧家において保管されていた。これが平成三十年三月に皇學館大学に寄贈された自筆稿本である（神道研究所が管理）。また江戸に送り返された写本が、越後国新発田の大庄屋であつた桂家の所蔵本であり、現在は新潟県立文書館が保管している。明治七年（一八七四）に、教部省の命によつて大瀧家所蔵の自筆稿本を同省に一時提出したという^②。令和二年二月の調査で、国立公文書館内閣文庫所蔵本が明治七年に教部省において書写された写本であることを確認した。この時の書写・校合の中心人物は、元水戸藩士・彰考館員で大日本史編纂に従事し、明治維新後は明治六年（一八七三）に石上神宮大宮司に補任され、禁足地から七支刀の発掘に貢献した菅政友（大講義〈教導職〉も兼務、後に帝国大学書記、臨時編年史編纂掛）である。

明治二十七年（一八九四）に諸陵頭足立正声^{まさな}の斡旋^{つねひこ}によつて、秋野庸彦^{つねひこ}らが贋写をはじめ、同三十年（一八九七）に皇室に献納した。これが現在の宮内庁書陵部本である。『日本書紀伝』を朝廷に献上することは重胤の素志であつたが、歿後の慶応三年（一八六七）に大瀧光賢（光憲の甥）らが計画したが果たされなかつた。その他の写本として、静嘉堂文庫（欠有、目録二卷共六十八冊、書写年代不明）、

東北大学狩野文庫（明治写、七卷九冊）が所蔵すること確認される（日本古典籍総合目録データベースによる）。

刊本は、明治四十三年（一九一〇）から大正元年（一九一三）にかけて皇典講究所國學院大學出版部から『日本書紀伝』（一〜七）が出版された。これは神宮奉斎会所蔵写本を底本とし、秋野庸彦が校訂、敷田年治の「日本書紀伝後序」を『白園雜纂』から転載した。また日本書紀伝刊行会による大東亜戦争中の再版（昭和十八年から同十九年、會通社）もある。昭和十二年（一九三七）から同十五年（一九四〇）にかけて、鈴木重胤先生学徳顕揚会による『鈴木重胤全集』（一〜九）が出版されている。これの編輯は樹下快淳氏が行い、皇典講究所出版本を底本とし、宮内庁書陵部本によって原稿を整理、さらに自筆稿本によって校合を加えている。

二、『日本書紀伝』の構想

神代紀天孫降臨章第一の一書までの注釈で、自筆稿本にして一四七冊からなる『日本書紀伝』は、本居宣長の『古事記伝』と比しても、尋常な分量でないことが分かる。このように空前絶後の注釈作業を、鈴木重胤はどのような構想に基づいて執筆していたのであろうか。

『著述目録』（重胤資料仮番号二二四、翻刻は谷省吾氏の『鈴木重胤の研究』による）
日本書紀伝 五十卷

此は鈴屋翁の古事記伝、伊吹屋大人の古史伝に倣ひ、此紀の伝を記すとては、釈日本紀、神代巻口訣、日本紀纂疏、通証、集解、其余にも有ゆる諸註どもを普く読通りて用ふべき限りは掇ひ採り、伊吹屋大夫の天朝無窮曆に因り、此御紀の曆策の我が神代に在りて万国に比類なき事どもを述むとす。此書と古始太元考とを合せ見て、古道の蘊奥を闡ふべし。

『著述目録』は、谷省吾氏によれば弘化元年（一八四四）の出羽滞在中、おそ

らく鶴岡にいた五月頃の稿で、著述目録という形を借りて、自己の学問の構想を示したもので、『著述目録』の中には既に脱稿したものもあれば、執筆中のものや、全然予定にすぎない書名もあるという。この伝本三種のうち、大瀧家本（現在皇學館大学が所蔵）が最も古い形を存し、他の二本（桂家所蔵本、慶應義塾大学図書館所蔵本）は若干の増補があるとされる³⁾。

『著述目録』によれば、執筆開始九年前の弘化元年の時点において、『日本書紀伝』は全五十巻の構想で、本居宣長の『古事記伝』、平田篤胤の『古史伝』に倣って『日本書紀』の伝（注釈）を記すために、卜部兼方の『釈日本紀』、一条兼良の『日本書紀纂疏』、谷川士清の『日本書紀通証』、河村秀根の『書紀集解』をはじめ、その他のあらゆる注釈を読み、採用すべき学説はすべてを採録し、平田篤胤の『天朝無窮曆』に基づいて、『日本書紀』の曆策が我が国の神代において万国に対して比類をみないものであるということとを述べるため、という構想が窺える。

『日本書紀伝』は嘉永六年（一八五三）十一月十四日に起稿され（自筆稿本巻三奥書、全集本では巻二）、文久三年（一八六三）の遭難までに成稿していたのは、神代下天孫降臨章（第九段）一書第一までを記述した巻三十二（全集本では巻三十）であること、神代紀の未注釈は、天孫降臨章（第九段）の一書第二から第八、海宮遊幸章（第十段）の正文および一書第一から第四、神皇承運章（第十一段）正文および一書第一から第四であることを鑑みると、鈴木重胤自身が当初から五十巻の構成を想定し、我が国の神代のことを万国に対して比類を見ないものであるということを示すためというのであれば、予定巻数と構想から推測して、『日本書紀伝』は『日本書紀』神代紀の注釈書とする構想であったと考えられそうである。しかし、荊木美行氏は、必ずしも神代紀の注釈に限定したものを企図していたわけではなく、仮に『日本書紀』全三十巻の注釈ということであれば、予定の五十巻を大幅に超過することになると指摘している⁴⁾。

『著述目録』は、『日本書紀伝』執筆の九年前時点における構想であるため、さ

らに執筆直前の構想を『日本書紀伝開宴告文』（重胤資料仮番号六十七）から窺うことができる。『日本書紀伝』の執筆を開始する嘉永六年（一八五三）は、六月にマシュー・カルブレイス・ペリーが率いる、アメリカ合衆国海軍東インド艦隊が浦賀に來航した年である。この年の八月四日に羽前大山において『中臣寿詞講義』が完成、九月八日には『経緯歌』を一応脱稿し、同月十八日に大山において日本書紀伝開宴が催され、江戸の自宅に帰宅後の十一月十四日から『日本書紀伝』を起稿した。日本書紀伝開宴とは、平安時代の日本紀講書（講筵）の後に行われた竟宴に倣ったもので、竟宴和歌に倣って開宴和歌も作られた。開宴和歌は『日本書紀伝開宴和歌集』一卷として、書陵部本『日本書紀伝』に附載られ、重胤および三十一人の門人が、神代紀の中から題を得て詠んだ短歌七十九首、神武天皇紀以下の題を得て詠んだ長歌二十一首が収められている。「重胤資料」には開宴告文と門人の和歌を重胤が添削した草稿が残されている。

谷省吾氏は、『日本書紀伝開宴告文』の中で、日本書紀私記から神代巻口訣を通して日本書紀通証におよぶ従来の『日本書紀』の研究注釈は、あるいは研究の方法の未熟で視野も局限されていたために、あるいは漢意に溺れたために、『日本書紀』の本旨を十分に明らかにすることはできず、まして他の末書の類に至っては、数こそたくさんありはするが、実は言うにも数えるに足りないものばかりであり、ここにおいて本居宣長が『古事記伝』の条々に『日本書紀』をも論究した成果は、実に「靈幸〔布〕神〔乃〕御定説〔加毛止〕喜ぶべきものであった。しかし宣長が、『古事記』を基とし親としたために、まず『古事記伝』を完成したのは当然であったとしても、既に完成した『古事記伝』を持つ現在の我々が次に『日本書紀』の伝に及ぶべきものであることは当然で在り、しかも一人として、その企てを起す者がないとすれば、この学に奉仕する自分としては、力足らずと尻込みするよりも、この責任を「天地〔爾〕尽〔志〕窮〔米多留〕饒倅」として受くべきではないか、と重胤自身が端的に述べており、『日本書紀伝』が決して簡単

に脱稿しえないであろうことも予期していたため、竟宴の日を遠くの後に期待して、まず開宴を行って、その決意を神々と人々に告げたと指摘している。⁷⁾

重胤自身が『日本書紀伝開宴告文』で述べるように、『古事記伝』の次に『日本書紀』の伝に及ぶのは当然のことであるという認識からすれば、『日本書紀』全三十巻の注釈を考えていたという想定もできよう（『著述目録』の五十巻の計算方法は不明）。ただし、後述の祭文²では、「神代の古事」を説き明かすことが生涯の生業と述べる箇所もあり、重胤自身の構想がいかなるものであったのか、その一貫性というものが見えにくい記述も存在する。谷省吾氏が指摘するように、『著述目録』は弘化元年（一八四四）頃に今後の予定稿も含めた構想をも記載したものであるので、重胤自身が実際に『日本書紀伝』の著述に取りかかってからも五十巻構想を持ち続けていたのか否かも不明であるとともに、著述開始後に五十巻にとられず執筆した可能性も否定できない。

近年、山下久夫氏が重胤の神学的学説から『日本書紀伝』について検討し、当時の時代思潮は単なる古代回帰、古代憧憬ではなく、門前の神話の由来、伝説・伝承をもつ地であることの証明が空間価値の再発見につながり、神話や古代に向かう知の欲求は、単なる懐古趣味以上の、全国的なネットワーク形成と結びついた「地域意識」の覚醒へと向かわせる重要なファクターとなり、こうした知の運動は「近世神話」と呼ぶべきもので、『古事記伝』と『日本書紀伝』の両者を「近世神話」という視座から捉え、両者とも各々の時代状況と関わりながら起源神話の創造をめざしていたことを述べている。⁸⁾ また、中野裕三氏によって重胤の神学確立に関する研究もなされている。⁹⁾

本稿では、山下氏、中野氏のように重胤自身の神学にまで迫ることはできないが、次節以降で取り扱う祭文は、重胤が神々に対して自身の心情を奉告したものであることから、重胤の心情、思想、『日本書紀伝』に対する考え方を、端的明瞭に窺い知ることが出来よう。

三、『日本書紀伝』再稿の奉告

祭文1「奉告日本書紀伝再稿之由於 宗像 相尾二所大神等及天社国社之皇神等」文 安政四年十一月十四日（全集未収）は、自筆稿本巻五（第三神代七代章）奥書の次丁以降に鈴木重胤自身が書いた宗像・相尾大神をはじめとした諸神への奉告文である。祭文の全容は、末尾に掲載したので、そちらを参照いただきたい。なお、この祭文だけは、平成三十年度の神道研究所公開学術シンポジウム「鈴木重胤翁の人と事蹟」の中で「鈴木重胤翁と日本書紀伝」と題して報告し、そのシンポジウム記録が『皇學館大学研究開発推進センター紀要』第六号に収録¹⁰されているが、本稿でも改めて述べていく必要がある。

祭文の中でてくる宗像・相尾二所大神について、まず重胤の宗像信仰は、天保十四年（一八四三）正月六日、御所の内侍所に参拝の帰りに、花山院家厚の邸内にある宗像神社を初めて参拝した。これが『日本三代実録』元慶四年（八八〇）三月庚辰条の「坐^三太政大臣東一条亭」とある御宮こそ、花山院家邸内の宗像神社と知り、この翌日から勉強が普通に行えることのできないほど、急速に進展したことが発端である¹¹。本祭文にもそのときの感激が回想され、筑前の宗像大社には生涯を通じて四度参詣している。

相尾大神とは、相尾神社（山形県鶴岡市馬町宮ノ腰一六九に鎮座）のことである。大瀧光憲を中心とする荘内の門人たちの産土神として、重胤の崇敬が殊に厚かった。嘉永四年（一八五二）八月十日に大瀧光憲宅において祝詞講義竟宴が行われ、「告^三祝詞講義竟宴之由於神祇」詞（『鈴木重胤全集十二』所収）には諸神とともに相尾大神も勧請され、『日本書紀伝』起稿の事が願われている。

一つの祭文が非常に長いので、紙幅の関係から重胤の姿勢が特に強く感じられるところを抜き出しながら、重胤の『日本書紀伝』に対する姿勢について考えて

みたい。なお、末尾に掲載の各祭文に付した番号及び傍線は、各節で引用する番号と対応しているので、合わせて参照いただきたい。

①皇御孫尊〔乃〕遠守〔止〕皇大御書〔乎〕説明〔米氏〕皇大御学〔乃〕業〔尔〕仕奉〔流〕穂積朝臣重胤

重胤は『日本書紀』を「皇大御書」として理解し、『日本書紀』を説明（注釈）して「皇大御学（日本国の学問）」に従事することが自身の使命であると考えている。

②平宣長・平篤胤等〔我〕武〔伎〕雄偉〔伎〕志〔乎〕繼〔伎〕美〔多久〕善〔志〕伎〔迹〔乎〕遂〔氏〕此大業〔尔〕仕奉〔良久止波〕

本居宣長・平田篤胤の志を継ぎ、大業（『日本書紀』の研究）『日本書紀伝』の執筆に従事することが自身の使命であると考えている。

③思起〔志氏〕此皇大御学〔尔〕仕奉〔良牟〕事、海往〔加婆〕水漬〔久〕屍、山行〔加婆〕草生〔須〕屍〔止〕夏〔止〕秋〔止乃〕暑〔伎〕間〔波〕日経・日緯・影面・背面〔乃〕国国〔乎〕行巡〔良比氏〕世人〔乎〕教導〔伎〕、冬〔止〕春〔止乃〕寒〔伎〕間〔波〕家内〔尔〕固〔久〕閑居〔氏〕皇大御書〔乎〕説明〔良米〕仕奉〔利氏〕世中〔乎〕顧無〔久〕功〔志美〕勤〔米氏〕此大業〔止〕共〔尔〕生〔伎〕此為業〔止〕共〔尔〕死〔氏〕一日一夜〔毛〕平和〔尔波〕不^レ在〔止〕思定〔氏〕此許多〔久〕著述〔世流〕五百卷千卷〔乃〕書卷〔波〕志毛

ここでは、夏と秋の暑い季節は諸国を巡り人々を教え導き、冬と春の寒い季節は家の中に固く籠もり、「皇大御書」（『日本書紀』）の説明（注釈）に世の中を顧みることなく従事し、大業（『日本書紀伝』の執筆）と共に生き、また共に死ぬ覚悟で著述をすすめる覚悟を持っていた様子を窺い知ることができる。

④此皇大御書〔乎〕以〔氏〕天石盾〔乃〕如〔久〕立塞〔氏〕待防却〔利〕言排〔流〕器〔止〕成〔志氏〕掃〔比〕皇国〔乃〕人〔尔〕朝廷〔乎〕圍〔万比〕軍起〔須〕事有〔止毛〕此皇大御学〔乎〕以〔氏〕守奉〔利〕仕奉〔良牟尔波〕防〔久尔波〕天進〔利〕高〔伎〕大城〔乃〕如〔久〕有〔利〕退〔流尔波〕広矛〔止〕成〔利〕利劍〔止〕成〔利〕天櫛弓〔止〕成〔利〕天羽々矢〔止〕成〔氏〕人無〔伎〕地〔乎〕行通〔我〕如〔久奈毛〕有〔倍伎止〕

『日本書紀』は、国民が朝廷に対して謀叛を起こしたとしても、広矛・利劍・天櫛弓・天羽々矢となつて、「皇大御学」によつて国を守護する物であると述べる。

⑤某甲〔我〕此皇大御学〔乃〕尊〔伎〕高〔伎〕広〔伎〕厚〔伎〕業〔尔〕恐〔志〕我大神〔乃〕大御霊〔乎〕幸依〔志〕給〔閉〕哉。吾父穗積朝臣重威〔我〕遺訓有〔氏〕二部三部〔乃〕書〔乎〕賜〔比〕、母麗子〔我〕教訓〔尔波〕物能〔久〕書記〔世止〕仰〔多流〕事〔尔波〕有〔礼杼毛〕如何〔尔〕為〔氏加〕有〔祁武〕三十余〔利〕二〔止〕云年迄〔尔〕心〔波〕有〔奈賀良尔〕志〔止〕云物〔奈毛〕不レ立不レ通〔氏〕有〔祁流乎〕

ここでは重胤が、「皇大御学」と尊ぶ学問を志した理由について簡潔に述べている。まず、第一に、父・穗積重威の遺訓があり、二部三部の書物を与えられ、母・麗子より物事を細かく書き留めておくようにとの教えがあったが、三十二歳までは心に留め置きながらも志を立てずにはいたと回顧している。

つづけて、天保十四年（一八四三）正月に東京に下つた折りに、小一条邸に祀られていた宗像大神のもとに参り、志を立てるとあり、そして、平田篤胤を師として学ぶことを決意したが、出羽国（秋田）に到着したときには、篤胤は既に歿していた。

⑥其田川郡〔尔〕大山〔止〕云〔布〕大里有〔祁理〕、此处〔尔〕藤原光憲〔止〕

云〔波〕其国〔尔氏波〕物知〔止〕云人〔尔〕在〔尔〕、荒木田末寿〔我〕許〔尔〕伊勢〔尔〕学〔比〕貞直〔乃〕郷〔乎〕慕〔比氏〕京都〔尔〕上〔礼利志〕人〔尔氏〕、其学〔毛〕破々〔志加良奴賀〕吾〔乎〕見知〔流〕人〔尔氏〕、其族穂野重義・藤原光賢・照井足根・照井長柄等〔乎〕率〔氏〕教子〔止〕成〔祁流余利〕漸〔尔〕吾家門〔奈毛〕広〔久〕盛〔尔波〕成〔礼利祁流〕。

ここでは、重胤にとつて重要な人物である大瀧光憲について述べている。大瀧光憲との関係は、谷省吾氏の『鈴木重胤先生―人と心―』¹²⁾に詳しいので、該当部分を以下に引用した。

山形県西田川郡大山町の大瀧家といへば、かつては代々酒造りをしてきた豪家^{ごうか}であります¹³⁾が、当主直之助^{なおのすけ}氏の五代前に当る光憲^{みつあきら}といふ方が、重胤先生の最も熱心な門人でした。天保十四年（一八三四）秋田に下られた先生が、同地で年を越したその翌年、弘化元年（一八四四）六月のこと、秋田から江戸へ出る途中に、この大山に立ち寄られたのですが、光憲は、この先生に入門されたのであります。若い時分に伊勢に留学して荒木田末寿^{すあきほ}に学んだこともあり、相当の学識を以てきこえたこの人が、十三も年下の先生に、一見して傾倒されて、しかも弟子の礼をとられたのでした。

大山を含めた庄内^{しょうない}には、先生の弟子は、たくさんできましたが、それらの人々は光憲を中心として固く結束し、師の生活についても後顧の憂^{うれ}へなからしめました。現在でも、それらの人々の子孫の方々が、厳檀会^{いんたんかい}を結成し、毎年九月十日を期して、先生の靈祭をつづけてをられることは、すこぶる感銘の深いものがあります。

その大瀧家には、日本書紀伝の百四十七冊、祝詞講義の二十三冊をはじめとして、先生の稿本類が、数多く伝へられてゐるのですが、賢木舎^{さかきのや}と称せられたそのおやしきの一隅に、古い、みやびな茶室があつて、先生は、大山に来ると、そこで勉強をされたといはれてをります。……

⑦自_レ其追繼〔氏〕日本書紀伝〔止〕云書〔乎〕著述〔志氏〕、天地〔乃〕立〔留〕始〔止〕世中〔乃〕起〔留〕所由〔乎〕明〔良米〕、皇神〔乃〕御所為・万神〔乃〕御功用・天津日繼高御座〔乃〕御大業・嚴神之宮〔乃〕神事〔乃〕有状〔波〕更〔奈利〕、臣・連・伴造・国造・百八十部〔乃〕氏々〔乃〕由来名々〔乃〕起元〔乎〕正〔志氏〕弁〔多米〕知〔利〕、上〔波〕高天原〔止〕天雲〔乃〕五百重〔我〕上〔波〕天壁立極〔美〕迄〔毛〕、下〔波〕極〔氏〕遠〔志止〕云〔布〕根国底国〔止〕地下〔波〕底津石根〔乃〕限〔利〕迄〔毛〕知〔良流々〕限〔波〕知尽〔志〕、中〔波〕此大地〔波〕一列〔乃〕物〔尔〕在〔利〕外国〔乃〕末迄〔毛〕二柱御祖神〔乃〕生給〔波受止〕云事〔夜波〕可有〔伎止〕考〔氏〕

ここでは、『日本書紀伝』の著述によつて、天地開闢の初めと世の中の起る所以を明らかにし、皇神の御所為・万神の御功用・天津日繼高御座の御大業・嚴神の宮（賀茂）の神事などはもとより、臣・連・伴造・国造・百八十部の氏の由来などの起りを正して明らかにすることである、と述べている。さらに具体的に、上は高天原などの神々の世界、下は根国底国、中は外国の末端までの事を知り尽くす、ということが述べられている。

ここで注目すべきことは、「外国」の概念を持っているということであろう。欧米の列強諸国のことは、もちろん『日本書紀』には出てこない。しかし、重胤が執筆をしていた当時は、先述の通りマシュー・カルブレイス・ペリーの来航によつて日本が開国し、欧米の影響を受け始めようとしていた時期であつた。山下久夫氏は、重胤の場合は、本居宣長の時代よりも「外庄」の直接性に拮抗すべく国家意識の高揚がみられるのはたしかだが、それは「主宰」する起源説話に媒介されて形成されたものであり、「外庄」に直面し、それまでの思想的な課題を棚上げするような単純な尊攘主義とは異なるし、近代の天皇中心主義の前提という位置づけに回収されるものではないと指摘する¹³⁾。祭文からも読みよけるように、「外庄」に直面している状況の中にあつて、『日本書紀』の研究によつて日本国の

本質を知ること、外国に対する備えとされようとしていたのではないかと推測することも可能であろう。

⑧吾心〔波〕吾物〔尔波〕非〔受〕、大神〔乃〕大御心如_レ是〔久〕睦靈合〔氏〕令_レ然有_レ給〔倍流〕物〔止〕思〔倍婆〕、此説共〔波〕吾言〔尔〕出〔氏〕吾説〔尔波〕非〔受〕吾〔我〕大神〔乃〕事依〔志〕授賜〔倍留〕大御言〔止〕受賜〔利氏〕思浮〔布〕説等書註〔志氏〕

ここでは、自分の心は自分のものではなく、大神の大御心であり、自分の唱える説は、大神が自分に授け賜つた大御言と受け止めて思い浮かぶままに説を書き記した、と述べ、⑧に続く文章（末尾の祭文1を参照）において、『日本書紀伝』を、三巻から二十二巻（七十一冊、二百五十五張）まで書き進めた。そこで改めて五巻を見ると、四年以上も前に書き記したものであるから、自分は力不足であつたと恥じて、現在の学力が勝っているかを試して、大神の御霊に自分の身を預けて加えるほどを知つて、思い立って書き改めた、ということを書いている。

⑨其事大神〔乃〕宇豆〔乃〕大前〔尔〕訴白〔志氏〕乞奉〔波〕某甲〔我〕見〔流〕陀尔〕斯〔流〕僻事〔波〕交〔礼流〕物〔乎〕並〔氏乃〕世人〔乃〕評〔尔波〕可_レ抱〔伎尔〕非〔受〕、唯後世〔尔〕己〔乎〕知〔流〕一人〔乃〕人〔乃〕為〔尔〕恥〔流〕事無〔久〕可〔久〕弥奨〔尔〕奨〔米〕給〔波牟〕学〔乃〕力餘有〔流〕迄〔尔〕天地〔尔〕思足〔波比〕令_レ得給〔閉止〕

ここでは、『日本書紀伝』五之巻の再稿が書き終わったことを大神に奉告し、『日本書紀伝』について、現在の人の評価を期待すべきものではない、と述べている。重胤にとつて『日本書紀伝』とは、「後世の己を知る一人の人」のために、恥じることなく学問の力のある限り書き続けるものであるという認識を窺うことができる。きょう。

⑩其皇大御学〔乃〕業〔乎〕受継〔久〕某甲〔我〕然許〔利〕可畏〔伎〕皇神等〔乃〕大御霊〔乎〕蒙奉〔利〕乍〔尔〕、一日一夜〔毛〕空〔志久〕可有〔伎尔〕非〔礼婆〕、此五卷〔尔〕当〔流〕本〔乃〕再稿〔波〕書畢〔利氏〕復元〔乃〕所〔尔〕返〔利氏〕、其二十二卷〔乃〕二百五十六張〔余利〕次々〔尔〕夜半曉時〔止〕云〔受〕勤〔米〕結〔利〕仕奉〔利良武〕状〔波〕、今八年〔我〕程〔尔〕凡三百卷許〔尔〕書成〔志〕仕奉〔利氏〕、次〔尔波〕祝詞講義〔止〕中臣壽詞講義〔止乃〕浄書〔乎〕仕奉〔利〕、其事畢〔氏〕後〔尔波〕此日本書紀伝〔乎〕委曲〔尔〕正〔志〕記〔左牟〕事生涯〔乃〕我業〔止〕仕奉〔久止〕為〔氏〕ここでは、「皇大御学」の業を受け継いでいる自分は、皇神等の大御霊を蒙り、一日一夜も空しく時を過ぐすべきではない、と述べ、五卷の再稿後に、直ちに二十二卷の二百五十六張に戻って『日本書紀伝』の執筆を続ける。そして、『祝詞講義』と『中臣壽詞講義』の浄書の終了後は、『日本書紀伝』の執筆を生涯の業とする、という決意を述べている

⑪常〔毛〕折奉〔流〕相尾大神〔乃〕御氏子〔乃〕人共〔尔〕、家業〔乎〕被レ助〔氏〕令レ書〔流〕草稿〔波〕其大神〔尔〕令レ捧奉〔給〕比、天下〔乃〕為〔尔〕万世〔乃〕後代〔乃〕為〔尔〕天之御柱・国之御柱〔止〕国鎮〔止毛〕可レ成〔伎〕底宝々書〔止〕令レ書給〔波牟尔〕

ここでは、常に祈っている相尾大神の氏子の人々に家事を助けられて書いている原稿は、大神に捧げ、天下のため、万世の後代のために、「天の御柱」「国の御柱」として国鎮め（すなわち国家鎮護）となるべき書物として書き記していると述べている。

⑫皇神等〔乃〕御手〔尔〕代〔利氏〕仕奉〔流〕皇大御書〔乃〕尊〔伎〕高〔伎〕広〔伎〕皇大御学〔乃〕業〔尔〕妙〔尔〕奇〔志伎〕可美名〔乎〕千名〔乃〕

五百名〔尔〕負持〔氏〕許々〔太久〕忠〔尔〕功〔志久〕令レ在給〔比氏〕ここでは、『日本書紀伝』の執筆は、皇神らの御手にかわって自身が仕奉る業である、とまで述べて、重胤の並々ならぬ決意を窺うことができる。

四、『日本書紀伝』宝鏡開始章完成を奉告

祭文2「奉レ告」日本書紀伝宝鏡開始章成由於 皇神等「且寿」宗像大神東京小一条亭社成而遷「座新殿」之事上詞 安政四年十二月」（全集未収）は、自筆稿本卷二十二ノ八（第二十宝鏡開始章）奥書の次丁以降に鈴木重胤自身が書いた奉告文である。皇神等への宝鏡開始章完成の奉告と、花山院家邸内（当主は家厚卿）の宗像神社の神殿新築が成り、その遷座を寿ぐための祭文である。花山院家邸内の宗像神社は鈴木重胤の寄進により造替されたもので、この頃、平田鉄胤と不和となり、安政五年（一八五八）に鉄胤より絶交通告を受けた。なお、本稿では宗像神社の神殿新築が成り、その遷座を寿ぐ箇所については割愛することを御諒解いただきたい。

①朝夕〔尔〕起〔止婆〕寐〔止婆〕怠事無〔久〕皇大御典〔乃〕大御学業〔尔〕仕奉〔良久乎〕、皇神等〔乃〕事依〔志〕授賜〔布〕某甲〔我〕身〔乃〕職〔止〕嬉〔志比〕悦〔保比都々〕勉〔米〕結〔利氏〕仕奉〔利〕、此業〔乎〕以〔氏〕掛〔麻久毛〕恐〔伎〕皇御孫尊〔乃〕御楯〔止〕為〔氏〕仕奉〔良久止〕、比比羅木〔乃〕八尋梓〔乎〕握持〔氏〕、百千〔乃〕仇〔乎毛〕言拳為〔受〕言向和〔須〕可〔久〕、武〔久〕勇〔美多流〕氣勢〔乎〕筆〔尔〕移〔志氏〕、縦横〔尔〕書成〔志〕仕奉〔利〕初〔多留〕、日本書紀伝〔乃〕二十二卷〔止〕云卷〔尔〕値〔流〕卷〔乎〕、此十五日〔止〕云〔尔〕事訖〔氏〕、今将二十三卷〔止〕云卷〔乎〕書〔志〕初仕奉〔流尔〕就〔氏婆〕、

ここでは、朝起きてから夜眠るまで怠る事なく、皇大御典（『日本書紀』）の学業に奉仕するのは、事依さしとして授け賜った重胤自身の職務と悦びつとめており、『日本書紀伝』巻二十二が今月（安政四年（一八五七）十二月）十五日に成稿し巻二十三に取りかかっている、と述べる。「事依さす」とは、一般的には神や天皇が言葉で御命じになる、御委任になる意で、ここでは『日本書紀伝』の執筆そのものが重胤自身の発想・発願ではなく、皇神等から重胤が委任を受け、皇神等にかわって執筆しているという認識が窺える。これは祭文①の⑧に見られた、自分の心は自分のものではなく、大神の大御心であり、自分の唱える説は、大神が自分に授け賜った大御言と受け止めて思ひ浮かぶままに説を書き記したという認識や、同⑨の現在の人の評価を期待すべきものではなく、「後世の己を知る一人の人」のために、恥じることなく学問の力のある限り書き続けるものであるという認識と共通するものがある。

②皇御孫尊〔乃〕大御稜威〔乎〕背〔尔〕負奉〔利〕行向〔比氏〕、堅〔伎〕巖〔乎〕毛〔沫雪〕〔那須〕蹶散〔良加志氏〕、稜威〔乃〕雄詰〔比〕踏健〔比氏〕、四夷八蛮〔乎毛〕合〔世〕平〔氏〕、安御世〔尔〕仕奉〔流〕可〔伎〕業〔止〕事始〔米〕物為〔流尔〕、皇神等〔乃〕御手打掛〔氏〕引寄〔世〕給〔布止加毛〕。ここでは、皇御孫尊（天皇）の御稜威を自身の背に負い、四夷八蛮を平定し、平安な御世とすべき業として『日本書紀伝』を執筆し、皇神たちの御手を強くうちかけ引き寄せていると述べ、祭文①の⑫で皇神の御手のかわりに重胤自身が執筆をする旨が記述される箇所と共通の認識である。

③此皇大御典〔乃〕古伝〔乃〕趣〔乎〕彼〔尔〕合〔世〕此〔尔〕校〔倍氏〕、天〔尔波毛〕五百津網延〔閉〕国〔尔波毛〕五百津網延〔布〕事〔乃〕如〔尔〕説弘〔米〕、百結々〔比〕堅〔米氏〕、然仕奉〔流〕心緒〔乎〕延〔婆倍〕

申〔佐久波〕、唯皇神等〔乃〕事始定〔米〕給〔倍利志〕世中〔乃〕大道〔乎〕明〔米〕奉〔利氏〕、皇御孫尊〔乃〕大朝廷〔乎〕天地〔止〕日月〔止〕共〔尔〕、長〔久〕遠〔久〕平安〔尔〕大座坐〔志米〕、仕奉〔良牟〕心一筋〔奈流〕耳〔尔志氏〕、神〔止〕皇〔止乃〕御事〔乃〕外〔波〕思〔波受〕、

ここでは、皇大御典（『日本書紀』）の古伝の趣を考え校合して、天上と地上と多くの綱を張り巡らすように、『日本書紀』を説き明かし結び固めて執筆する心持ちを述べれば、皇神たちがお定めになった世の中の大道を明らかにし、皇室を天地や日月と共に長く平安にして安泰にならしめる心一筋のみで、神と皇室のこと以外は考えていないと記述され、重胤の神と皇室に対する崇敬の強さを窺うことができる。

④今〔余利〕生涯〔乃〕業〔止〕、説明〔米牟〕神代〔乃〕古事〔乎〕、弥々益々〔尔〕悟〔利〕究〔米氏〕、皇神等〔乃〕御為〔尔〕、皇御孫尊〔乃〕御為〔尔〕高〔伎〕貴〔伎〕功〔乎〕令立給〔比〕、皇御孫尊〔乃〕御楯〔止〕為〔氏〕、此仕奉〔流〕此比比羅木〔乃〕八尋梓根、撓〔牟〕事無〔久〕貫〔伎氏〕、天地〔尔〕至〔礼流〕言〔乎毛〕立〔氏都〕可〔伎〕時〔止加毛〕。

ここでは、今後の生涯の生業として説き明かそうとしている「神代の古事」を、さらに悟り究め、皇神等・皇御孫尊（天皇）の御為に高く貴い功を立てさせられて、皇御孫尊（天皇）の御楯となるために執筆を続けると述べる。第二節において、重胤が『日本書紀』全体の注釈を想定していたのか否かについて考えたが、ここで祭文に述べている通りに、「神代の古事」を説き明かすことを今後生涯の生業（『日本書紀伝』の執筆）と考えていたのであれば、『日本書紀伝』は当初から神代紀を中心に執筆をすすめる構想を持っていたということになる。

⑤此頃薩摩〔乃〕中將家〔尔〕秘置〔流々〕、建武五年〔乃〕本〔止〕云〔氏〕、天下〔尔〕又比類無〔志止〕云〔布〕鳴神〔乃〕遠音〔尔〕聞慕〔氏〕有〔志〕日本書紀〔乃〕善本〔乎〕、其家從岩本相良〔余利〕令〔見〕氏、大〔奈流〕疑〔比乎〕開〔伎〕、天下〔乃〕惑〔比乎〕可〔解〕伎〔時〕乎〔乎〕令〔得〕給〔聞流奈毛〕。

ここでは、薩摩島津家に秘蔵される建武五年（一一三八）書写とされる『日本書紀』の善本を見る機会を得て、大きな疑問を氷解することができたと述べるが、具体的に『日本書紀伝』中、どの箇所のことであるのかまではわからない（宝鏡開始章の中と想定される）。また、重胤が閲覧したという島津家所蔵『日本書紀』（建武五年書写）は、現在は所在不明である。

⑥此日本書紀伝〔波〕著述〔波志〕勉結〔利氏〕、皇神等〔乃〕御靈〔尔〕報奉〔良武〕。皇御孫尊〔乃〕大朝廷〔尔波〕、御食津国日々〔乃〕御調〔止〕、一日一夜〔毛〕怠事無〔久〕休息〔万布〕事無〔久〕、弥拜〔尔〕拜仕奉〔牟止〕、大夫〔乃〕大夫健雄〔乃〕利心〔乎〕、皇神等〔乃〕引起〔志氏〕、武〔久〕雄々〔志久〕令〔勇〕給〔布〕物〔尔〕在〔良志止〕、吾〔我〕大神〔乃〕御心〔毛〕平〔介久〕安〔介久〕、此新宮〔尔〕鎮〔利〕給〔布〕。

ここでは、『日本書紀伝』の執筆は、皇神等の御霊への報賽であり、日本国には御食津国の日々の調えのために、一日一夜も怠らず休息することもなく仕奉ろうとしているという決意を述べる。

五、『日本書紀伝』巻二十三の成稿を奉告

祭文3「奉告下日本書紀伝二十三卷稿成」且為奉迎 宗像大神「欲發途於筑紫国」之由 相尾 宗像二所大神及天神地祇上文 安政五年三月十五日（全集

未収）は、自筆稿本巻二十三ノ七（第二十一宝剑出現章正文）奥書の次丁以降に鈴木重胤自身が書いた奉告文である。『日本書紀伝』巻二十三の成稿と宗像詣に出立の由を奉告するための祭文である。なお、重胤は安政五年（一八五八）二月に平田鉄胤より絶交通告を受けており、祭文中には平田鉄胤に関する記載もある。

①去年〔乃〕十一月〔乃〕中卯日、宗像大神〔尔〕劍〔止〕玉〔止〕二種神財〔乎〕捧仕奉〔利〕、此紀伝〔乃〕五卷〔尔〕当〔流〕卷〔乃〕再稿成〔礼留〕權〔乃〕御祭仕奉〔礼流〕。

ここでは、去年（安政四年（一八五七））十一月に、宗像大神に劍と玉と二種の神宝を奉献し、『日本書紀伝』巻五の再稿の成稿奉告の御祭を奉仕した旨を述べている。なお、祭文1は、『日本書紀伝』巻五の再稿の奉告のための祭文であるので、合わせて参照いただきたい。

②皇御孫尊〔乃〕御為、天下〔乃〕為、万世〔乃〕後代〔乃〕為〔尔〕、神世〔乃〕古事〔乎〕明〔良米〕、上代〔乃〕古伝〔乎〕悟〔利氏〕、如〔此〕久〔久〕此日本書紀伝〔乎〕著述〔志〕仕奉〔流尔毛〕、糧無〔氏波〕何〔曾〕一日〔毛〕安〔久〕仕奉〔流〕事〔乎〕得〔牟〕。物乏〔久氏波〕片時〔毛〕心平〔尔〕力〔牟流〕事〔乎婆〕得〔氏牟〕

ここでは、皇御孫尊（天皇）の御為、天下のため、万世の後代のために、神世の古事を明らかにし、上代の古伝を悟るために、『日本書紀伝』の執筆に力を尽くしていると述べ、このような思いで『日本書紀伝』を執筆しているが、糧が無くしては一日も安らかに執筆することはできず、物が乏しくては心安らかに執筆を進めることができない。つつがなく執筆することができるのは、相尾大神や淡路国の産土大神をはじめ諸神の御陰であると考え、諸神を余すことなく漏らすことなく招きて御祭を奉仕すると、奉告祭を齎行する理由について記述される。

③相嘗仕奉〔流〕中〔尔毛〕殊〔尔〕抽出〔氏〕、我宗像〔乃〕三前大神〔乎〕
齋〔比〕奉〔流〕事〔波〕

諸神の中でも特に宗像大神を齋き奉る理由として、③の箇所の続きに、嘉永七年（安政元年、一八五五）七月に大御鏡を奉納したこと、去年（安政四年（一八五七）十一月中卯日に劍と玉と三種神宝（七月の齋鏡と合わせて三種か）を奉納したこと）について述べている。

重胤は、嘉永七年（安政元年）七月に大御鏡を、宗像詣のりに直接奉納している。

『甲寅 宗像詣記』嘉永七年（安政元年）閏七月朔日条

（神道資料叢刊九『鈴木重胤紀行文 三』、神道研究所、平成二十一年）

閏七月朔日〔戊辰〕。きのふより、齋鏡を遙拝殿に納めて、天神地祇を拝みまつる。おきつしまのかたを見て、あらし浪岩を洗ひておきつしま清くさやけき宮所かも。

『鈴木重胤書簡』嘉永七年八月十四日付、下関の白石資興宅より大瀧光憲・

秋野成重宛

（神道資料叢刊九『鈴木重胤紀行文 三』、神道研究所、平成二十一年）

一簡啓上仕候、秋冷之節御座候所、御両家様御安泰之段、千万奉三恭悦候、小生儀、前七月廿八日、自下関九州へ渡海、後七月朔日、宗像中津島にて、奥津宮之遙宮并中つ宮にて神事、則御作之歌ハ皆々小生たんどくに相認、奥つ宮へ相納申候、則神湊より中つ島迄三り、それより海上四十八里之由、同所へ奉納くれ候様、神主へ頼入申候、さて御鏡ハ御下にまかせ、辺津宮へ相納申候、追而船頭其外之人々参詣仕候節、右裏書名前之人々より名前申来候ハ、相見仕らせ候筈ニ御座候、則辺津宮御内殿に奉納候、以御陰小生日頃月頃之念願を相遂、千万大悦奉存候、就之、御両家并御地有志之人々御家平安子孫榮唱之御所仕申候条、此段御安心可被下候、随而右三社神事

神主相動くれ、辺津宮にてハ大に神樂を奏し、神明之感応炳く覚候事ども御座候、是ハ追々可申上奉存候、（後略）

『甲寅 宗像詣記』嘉永七年（安政元年）閏七月朔日条によれば、昨日から齋鏡を筑前大島にある沖津宮遙拝殿に天神地祇を祀り、沖ノ島の方角を望んで和歌を詠んでいる。大瀧光憲・秋野成重宛の嘉永七年八月十四日付書簡によれば、同年七月二十八日に下関から九州に渡り、閏七月一日に筑前大島の沖津宮遙拝所および中津宮において神事を行い、和歌を短冊にしたため沖津宮に奉納した。沖ノ島は、神湊から中つ島（筑前大島）に渡り、そりより四十八里の沖合にあり、沖津宮に奉納するように神主に依頼した。御鏡は卜によって辺津宮に奉納した。また人々が参詣の折には、箱の裏に名前が記載されている旨を述べれば、拝見することができると述べ、重胤自身の日頃からの念願を遂げることができた喜びを記している。

なお、嘉永七年七月三十日に宗像奥津島大宮司河野信濃守通貫が作成した「奉献齋鏡於 宗像大神詞」が残り、齋鏡の箱書には（表）「表予書之。延喜式祝詞講義及中臣寿詞講義落成之報賽、日本書紀伝在稿之宿禱也。宗像大神齋鏡。嘉永七年三月、穗積朝臣重胤謹上。」（底）「底光憲書之。大瀧光憲。同光武。同光重。秋野重義。同重業。同重輝。宮野直勝。田村長柄。大瀧光賢。今井重次。関根孝潤。」（いずれも『鈴木重胤紀行文 三』に所収）と記載され、宗像大神への齋鏡奉納は、『日本書紀伝』を執筆する上で、重胤自身の宿願であったことが確認される。祭文1にも、「去〔志〕安政〔乃〕初年〔尔〕某甲〔我〕持参行〔氏〕奉〔利〕納〔多留〕辺津宮〔乃〕齋鏡〔止〕捧奉〔礼留〕神財〔止〕合〔世氏〕、此三〔乃〕神宝〔乎〕吾〔我〕宗像大神〔乃〕大御許〔尔〕各〔毛〕各〔毛〕配捧奉〔久止〕、今日〔奈毛〕其御国〔尔〕贈奉〔留〕状〔乎〕手掌〔毛〕摺亮〔尔〕打上乍〔毛〕恵々良々〔尔〕饒榮〔延氏〕聞食〔氏〕云々と見え、安政元年（嘉永七年）に辺津宮に齋鏡と神財と合わせて、三種の神宝を奉納した旨が記述されているが、

祭文3によると安政四年(一八五七)十一月のことである。

安政四年十一月中卯日に、劍と玉と三種神宝を奉納したことは祭文3で言及している。それによれば、嘉永七年(安政元年)に大御鏡を刃津宮に奉納したが、劍と玉の三種神宝(鏡と合わせて三種か)を奉納することが、長年にわたった心であり、そのことが成就していなかったため、安政四年十一月中卯日に筑前国の人である江上武述を通じて奉納しようとしていたところ、十二月四日に出立して、同月二十四日に福岡の江上許著に給わり、今年(安政五年(一八五八))正月にその弟(氏名不詳)が中津島(筑前大島)に持ち渡り、三剣を春祭に合わせて沖津島(沖ノ島)に奉納し、沖津宮の齋殿に仮に納め、清き真玉を中津宮に奉納した旨を述べている。これも『日本書紀伝』の執筆の宿願を果たすための奉納と考えられよう。

④此〔波志毛〕、独我家〔乃〕幸耳〔尔波〕不_レ在。此皇大御学〔尔〕仕奉〔流〕天下諸人〔乃〕幸〔止那毛〕。嬉〔備〕受賜〔波利〕恐〔美〕受賜〔波流〕可〔伎〕寿詞〔乎〕仕奉〔利〕

③の宗像大神に対して斎鏡や神宝は奉納したことについて、これらは自身の家の幸えを祈るだけではなく、「皇大御学」に関わる人々の幸えを祈るために寿詞を奏上するものである、と述べる。

⑤掛〔麻久毛〕恐〔伎〕皇大御典〔乎〕説奉〔利〕、神皇〔乃〕大道〔乎〕天下〔尔〕万国〔尔〕国〔乃〕為〔尔〕人〔乃〕為〔尔〕明〔良米〕仕奉〔流〕穂積朝臣重胤〔我〕訴白〔須〕事〔乃〕由〔乎〕聞食〔止〕白〔佐久〕

ここでは、重胤は皇大御典(『日本書紀』)について説き、神皇の大道を、天下・万国に対して国のため人のために奉仕していると自負している。そして、自身は宗像大神の御手による導きと、梶尾大神の御霊に助けられていると述べ、梶尾大

神の氏子である加茂・鶴岡の八十人の人々など助けや、妻は家事に専念し子は外で学業に励みながら我が業(『日本書紀伝』の執筆)を下支えすることによって、皇神等に事よさし授けられた職として自分が励むべき勤めは、『日本書紀伝』の執筆に奉仕するのみである、と述べる。

⑥去年〔乃〕十一月〔乃〕下旬〔余利〕始〔氏〕、氣吹舎〔乃〕徒吾学〔乎〕妬〔美〕妨〔介氏〕、……

ここでは、昨年(安政四年(一八五七))下旬から平田門下が我が学問を妬み妨げて、様々な論争を起こして攻め来て、また同じ志ではない俗人が多く出入りしている。また学問のために煩いが多く、狂った目で心が穢く悪逆な者どもであつて、皇神らから賜った我が財産を欺いて奪い取つて返さないで、日々心を痛めていると述べ、我が学問を妨げて、我が財産を奪い取り、我が家を煩わす佞人、心も清からず行いも悪しき人であるので、我がもとに来ることがなく、我が家に入り込むことがないように願っている。

神に捧げる祭文であるにも関わらず、かなり辛辣な言葉が並んでいるが、これは平田鉄胤との確執について、重胤自身の心情を包み隠さず述べたものとみてとれよう。

『嘉永六年癸丑稿 出羽国紀行日記 天』嘉永六年(一八五三)七月八日条

(『鈴木重胤紀行文集二』、皇學館大学神道研究所、平成十八年)

八日。山本がりとまりて、出立んとすね時、蓮沼、羽石、山田の人々来る。(中略)こたびは、平田門の輩などの妬みによりて、いと心づきなかりしを、此人々になくさめられて、おもはぬ所に甘日あまりとやどりたる。

『出羽国紀行日記』では、嘉永六年頃から平田門下と何らかの確執がよつたように解することができる。嘉永六年といえは、九月に羽前大山で『日本書紀伝』の執筆に先駆けて開宴を行い、江戸の自宅に帰宅後の十一月から執筆を開始した

年である。

ここで平田鉄胤との確執について、谷省吾氏の研究をもとに確認したい。谷氏は、重胤は平田鉄胤の人物学識を、あまり高く評価していなかったようであるが、重胤はあくまでも鉄胤を師家と立て、鉄胤も重胤の学才に格別の期待をかけ、二人はきわめて親しい間柄であり、不和にならない理由は、少なくとも表面上はないはずであると述べている。安政四年（一八五七）頃になると、鉄胤の耳に、重胤の書いたものには、篤胤の説を盗んだり、違った説を立てたりしたところが少なくないという噂が入るようになる。しかし鉄胤は、重胤の主著を読む機会がない上、ときどき会う重胤の態度からは、そのような噂を証明するものはないように思われた、と鉄胤の心情を考えた上で、同年六月頃、鉄胤は宮崎元胤（筑前の宮崎大門の子）のすすめにより、『延喜式祝詞講義』『中臣寿詞講義』を重胤から借りて読むことにしたという。宮崎元胤とは、この年に平田門に入門し、四月頃から重胤のところによく訪れ、重胤の講説を聞いては鉄胤に報告していた人物である。

七月十六日に、鉄胤は『延喜式祝詞講義』『中臣寿詞講義』と引き換えに、『日本書紀伝』十五之巻を請うて借りた。鉄胤は一見、その多くを未発の境地を開発したことに感心し、その旨を札状として重胤に送り、重胤は大いに喜び、その札状を大山の大瀧光賢（光憲の甥）に届けている。『日本書紀伝』十五之巻は瑞珠盟約章の註釈にあたり、その中で、素戔嗚尊の誓約によって生まれた五柱の男神は、実は三柱であると考証したもので、それが故意か偶然かはわからないが、『古史伝』に見える説と、少なくとも結論においては、ほぼ同じであった。

鉄胤は他の巻も見せてほしいと頼み、重胤は喜んで六・七・八之巻を届けたが、これがかえって鉄胤の疑問に油を注ぎ、十一月二十日に宮崎元胤が鉄胤の使者として重胤のもとを訪れ、鉄胤の不満を伝えた（鉄胤からの最初の抗議）。執筆中の書紀伝を、喜んで鉄胤に読んでもらった重胤としては、その人柄からしても、篤

胤の説を盗み、それを覆うようなしくみを設けるといような意識を自覚していたはずがない、谷氏は指摘している。

その後、十二月三十日、鉄胤との不和事件の経過を記した「答問書」を大山に送っている。皇學館大学が所蔵する「答問書」（重胤資料仮番号三九九）は、磯部守常による写本で、奥書には「他見不許、磯部守常、安政五年二月三日右大山より達し、六日大山賢木舎に会合す」とあり、安政五年十二月三十日付で大瀧光憲に宛てて、平田鉄胤と不和になったいきさつを書き送った長文の書簡である。これを本に仕立て、「答問書」という題名をつけたのは門人と推定される。⁽¹⁶⁾

安政五年（一八五八）二月二十二日、鉄胤より絶交通告を受けた。同日に重胤が心境を詠んだ歌が残されている。

『檀の本つ葉』下、雑部

二月二十二日 平田氏の事にてまが事有りければ

わがわざは神と君とのためなるを人ゆゑいかでおもひまぐべき

（かしの本つ葉）

『檀の本つ葉』は、家集として、安政三年（一八五六）に、それまでに詠んだ短歌を集めたものであるが、それまでに詠んだものを尽くしているわけでもなく、その後に詠んだものを増補したりもしている。⁽¹⁷⁾ 『檀の本つ葉』は上中下の三冊で、重胤資料は大瀧光俊の写本（仮番号四〇四〜四〇六）であるが、皇學館大学附属図書館には上巻表紙に「安政三丙辰年四月廿二日稿」と記された谷省吾氏旧蔵の自筆稿本（請求番号九一／谷／九八〇七〜〇九）が所蔵される。⁽¹⁸⁾ 『檀の本つ葉』に残る歌からも、重胤自身の学問は神と君（天皇）のためのものであるという姿勢が窺えよう。

祭文3からは、『日本書紀伝』卷二十三の成稿と二回目の宗像詣への出立の由を奉告するものであるにもかかわらず、平田門下について自身の家に屋船命の守護が厚く、門には御門神の禁制が強く、岐（くまを）（久那土）の神は道侯のさまたげとな

り、根国底国から荒く粗末な来たる物に交わり、口をきいたり会ったりすることもなく、心も清くなく、その行いも悪しくある頑固で愚かな人が、我がもとに来ることがなく、もし来たとしても皇神らの大御稜威により追い払うように述べられており、平田鉄胤との確執・絶交について、絶交通告直後の重胤の心情を包み隠さず神々に述べたものと読み解けよう。

⑦某甲〔我〕家〔乎〕起〔志〕身〔乎〕令〔立〕〔氏〕、此皇大御学〔乃〕業〔尔〕相共々〔尔〕力〔乎〕戮〔世〕心〔乎〕一〔尔〕為〔氏〕、此学業〔乎〕受継〔伎〕弘〔氏〕、某甲〔我〕此誓〔比〕立〔流〕功名〔乎〕、千名〔乃〕五百名〔尔〕可〔令〕立〔伎〕人〔止〕有〔婆〕、千人五百人〔乎毛〕睦〔比〕令〔集〕給〔比〕、金銀〔乎〕掠奪〔布〕如〔伎〕佞人〔乃〕煩〔比波〕、今日〔乎〕限〔氏〕生涯世〔尔〕令〔勿〕給〔比〕、家〔毛〕安〔久〕身〔毛〕平〔加尔〕令〔在〕給〔比〕、ここでは、重胤自身の家を起こし、身を立てて、皇大御学の業を皆で力を合わせて、心を一つにして、学業を受け継いで、自身の誓いを立て、千人、五百人の人々と睦び、金銀を掠奪する佞人の煩いは、今日を限りとして生涯煩わせることなく、家も身も平穩になるように祈念する。

⑧此二十三卷〔止〕云〔余利〕次々速々〔止〕著述〔志〕仕奉〔牟〕事〔尔〕、手蹟〔比〕足蹟〔比〕不〔令〕為〔氏〕、神代〔乃〕故事〔乎〕過事無〔久〕、正〔久〕直〔久〕唯有〔尔〕有〔乃〕随〔尔〕、愛〔久〕善〔志久〕皇神等〔乃〕幸魂奇魂預相致〔志氏〕、神〔乃〕御言〔止〕吾言〔尔〕僻々〔志伎〕事無〔久〕、千卷八千書々伝〔閑氏〕

ここでは、『日本書紀伝』二十三卷を次々に著述することについて、手を蹟かせることなく、神代の故事を過ぎることなく、正しくありのままに、皇神等の御霊に助けられ、神の御言葉とひねくれることなく書き伝える旨を述べる。

⑨皇神等〔尔〕誓白〔氏〕、此日本書紀伝〔乎〕仕奉〔流〕吾心〔乎〕聞食〔志〕啓給〔閑止〕恐〔美〕恐〔美毛〕禱申〔志〕給〔久止〕白〔須〕。
祭文の最後に、皇神等に誓い申し上げて、『日本書紀伝』の執筆をしている我が心を聞食させるように祈念する。

六、『日本書紀伝』三十三之卷の構想

ここで大瀧家に宛てた鈴木重胤の最期書簡について触れておきたい。これは大瀧光武宛の文久三年（一八六三）七月二十二日付の書簡で、大瀧家に存した重胤最期の書簡で、八月八日に羽前大山の大瀧家に到着している。その七日後の八月十五日に重胤は江戸小梅の自宅において暗殺された。書簡の内容から、三月に宗像詣から帰ってから以後、『日本書紀伝』三十三卷の著述に専心していたことが窺える。

大瀧光武宛 文久三年（一八六三）七月二十二日付鈴木重胤先生書簡

（重胤資料仮番号四八六）

（前略）

一、日本紀伝卅三卷

著述中、降臨以下之事実、猶亦考索之義も有之、卅一卅二卷之内、見合せ
当用之分

五卷 上中下三卷

卅一卷

一二五八九十一十二十三十四十五十六十七十八以上

卅二卷

二三四五六七

右之員數、箱入ニして、此ものへ御渡し被下候様仕度候。尤光賢君当時廿九相濟、三十卷ニ御懸り之事と存候。此方十一、二月頃迄手明次第指下し候事。

(後略)

重胤は、このとき『日本書紀伝』三十三巻を執筆中で、天孫降臨以下の事実についてさらに考察する必要性を述べている。また『日本書紀伝』の校正のやりとりやなどについて確認することができる。

まとめ

以上、鈴木重胤の『日本書紀伝』執筆の姿勢について、自筆稿本に残された祭文、「奉告日本書紀伝再稿之由於 宗像 梶尾二所大神等及天社国社之 皇神等」文、「奉告日本書紀伝宝鏡開始章成由於 皇神等」且寿、宗像大神東京小一条亭社成而遷座新殿之事上詞、「奉告日本書紀伝二十三巻稿成」且為奉迎 宗像大神「欲發途於筑紫国」之由 梶尾 宗像二所大神及天神地祇上文をもとにして考えた。これらからも重胤の特色ともいえる「敬神の念」によって『日本書紀伝』を執筆していたことが窺えた。それは『日本書紀伝』は神々に誓いを立てて執筆が開始され、自身の学問成果として発表するものではなく、神のため、そして天皇のためにだけに執筆をしているのだという強い自負が窺える。『日本書紀伝』を執筆し完成させることは、生涯に亘る大業と重胤自身が理解して、国家を守護すべき書物として『日本書紀』を尊重し、『日本書紀伝』を著述することで、「皇大御学」によって皇室と国家を護持できると理解していたのであろう。

註

- (1) 谷省吾『鈴木重胤の研究』(神道史学会、昭和四十三年)。
- (2) 谷氏前掲書、註(1) 参照。
- (3) 谷氏前掲書、註(1) 参照。
- (4) 荊木美行「日本書紀研究の現在」(遠藤慶太・河内春人・関根淳・細井浩志編『日本書紀の誕生―編纂と受容の歴史―』、八木書店、平成三十年)。
- (5) 谷氏前掲書(註(1)) 所収の「鈴木重胤略年譜」を参照した。
- (6) 谷氏前掲書(註(1)) 所収の「鈴木重胤略著述目録」を参照した。
- (7) 谷氏前掲書、註(1) 参照。
- (8) 山下久夫「官長「古事記伝」と重胤『日本書紀伝』―起源神話の創造として」(山下久夫・斎藤英喜編『日本書紀一三〇〇年を問う』、思文閣出版、令和二年)。
- (9) 中野裕三「鈴木重胤と神祇祭祀―神学確立過程に関する一考察―」(『国学者の神信仰―神道神学に基づく考察―』、弘文堂、平成二十一年、初出は平成十六年)。
- (10) 浦野綾子・佐野真人・加茂正典・大平和典「鈴木重胤の事蹟」(『皇學館大学研究開発推進センター紀要』第六号、令和二年三月)。
- (11) 谷氏前掲書、註(1) 参照。
- (12) 谷省吾「鈴木重胤先生―人と心―」(兵庫県神社庁、昭和三十八年)。引用部分は「第二話」の冒頭部分である。後に註(1) 前掲書に採録。
- (13) 山下氏前掲論文、註(8) 参照。
- (14) 「花山院邸内宗像神社を重胤願主御造替の雑記及宗像詣日記抄録」(星川清氏「鈴木重胤伝 附門人伝」、昭和十八年、言霊書房) を参照。
- (15) 谷氏前掲書(註(1)) 所収の「祝詞正訓出版の事情」を参照した。
- (16) 谷氏前掲書(註(1)) 所収の「鈴木重胤略著述目録」を参照した。
- (17) 谷氏前掲書(註(1)) 所収の「鈴木重胤略著述目録」を参照した。
- (18) 皇學館大学附属図書館編『谷省吾文庫蔵書目録』(平成二十九年) には、「大正五年(一八五六年)」とあるが、「安政三年」の誤植である。

【参考資料】

各祭文に付した番号及び傍線は、各節で引用する番号と対応しているので適宜、ご参照いただきたい。なお、「 」は細字。適宜、句点等も加えている。

1、奉告^三日本書紀伝再稿之由於 宗像 梶尾^三所大神等及天社国社之 皇神等文

安政四年十一月十四日(自筆稿本『日本書紀伝』巻五ノ下) 全集未収

高御座天津日繼〔止〕玉敷乎大宮〔尔〕大座坐〔氏〕、万千秋〔乃〕長秋〔尔〕明御神〔止〕神随天下所知食〔須〕掛卷〔毛〕恐〔伎〕①皇御孫尊〔乃〕遠守〔止〕皇大御書〔乎〕説明〔米氏〕皇大御字〔乃〕業〔尔〕仕奉〔流〕穗積朝臣重胤〔我〕齋在〔波利〕清在〔波利〕持恐〔美〕恐〔美〕仕奉〔流〕吾〔我〕大神、宗像三前大神・八尋梓梶尾大神〔乎〕始奉〔氏〕、天神一千五百万・地祇一千五百万〔止〕朝夕〔尔〕起〔止波〕寐〔止波〕怠事無〔久〕漏事無〔久〕称辞竟奉〔流〕皇神〔乃〕大前〔乎〕、八度額突〔伎〕八度拝伏〔氏〕、安政〔乃〕四年〔止〕云年〔乃〕冬十一月〔乃〕中卯日〔乃〕朝日〔乃〕豊坂登〔尔〕妻子諸共〔尔〕、清〔伎〕明〔伎〕正〔伎〕直〔伎〕誠〔乃〕心〔乎〕合〔世〕力〔乎〕一〔尔〕為〔氏〕、家内〔乃〕者共諸共〔尔〕悦榮〔氏〕、慎〔美〕敬〔比〕恐〔美〕恐〔美毛〕白〔佐久〕。皇神等〔乃〕尊〔伎〕高〔伎〕広〔伎〕厚〔伎〕靈威〔尔〕頼〔氏〕、②平宣長・平篤胤等〔我〕武〔伎〕雄偉〔伎〕志〔乎〕繼〔伎〕美〔多久〕善〔志伎〕迹〔乎〕遂〔氏〕此大業〔尔〕仕奉〔良久止波〕、吾〔我〕穗積朝臣〔波〕、遠神祖〔余利〕世々〔尔〕伝〔氏〕武勇〔乎〕以〔氏〕皇御孫尊〔乃〕大朝廷〔尔〕仕奉〔利〕侍〔良比〕来〔流〕家〔止奈毛〕有〔禰礼婆〕、海往〔加婆〕水漬〔久〕屍、山行〔加婆〕草生〔須〕屍、平和〔尔波〕不可有〔流〕一氏人〔尔奈毛〕有〔禰流〕。然〔波〕雖在〔毛〕掛卷〔毛〕恐〔伎〕皇御孫尊〔乃〕大御稜威、天地〔乃〕間〔尔〕照徹〔利〕、大座坐〔我〕故〔尔〕、此大八洲国〔波〕御垣内〔乃〕如〔久〕平〔久〕治〔利〕、海外在〔流〕蛮夷〔乃〕国王共〔波〕梳鞭〔乃〕御調〔乎〕奉入〔氏〕御馬飼〔止〕可〔仕奉〕〔伎〕時〔止〕有〔流〕哉。遙〔尔〕東方〔奈流〕遠〔伎〕夷〔乃〕長〔止毛〕可〔云〕伎〔者共〕伊〔、〕追次〔氏〕參渡来〔氏〕征夷府〔乃〕許〔尔〕犬〔乃〕如〔久〕繫〔加礼〕来〔利氏〕、其令言〔乎〕受賜〔利〕仕奉〔流〕事〔尔志〕有〔禰礼婆〕、万国〔乎〕併〔世氏〕実〔尔〕情安〔伎〕大御世〔止奈毛〕有〔禰礼婆〕、

御階下〔尔〕仕奉〔氏〕在〔奈毛〕、何許〔乃〕功〔毛〕可〔立〕伎〔尔〕非〔受奈毛〕有〔禰礼婆〕、③思起〔志氏〕此皇大御学〔尔〕仕奉〔良牟〕事、海往〔加婆〕水漬〔久〕屍、山行〔加婆〕草生〔須〕屍〔止〕、夏〔止〕秋〔止乃〕暑〔伎〕間〔波〕、日経・日緯・影面・背面〔乃〕国々〔乎〕行巡〔良比氏〕世人〔乎〕教導〔伎〕、冬〔止〕春〔止乃〕寒〔伎〕間〔波〕、家内〔尔〕固〔久〕閑居〔氏〕皇大御書〔乎〕説明〔良米〕仕奉〔利氏〕、世中〔乎〕顧無〔久〕功〔志美〕勤〔米氏〕、此大業〔止〕共〔尔〕生〔伎〕此為業〔止〕共〔尔〕死〔氏〕一日一夜〔毛〕平和〔尔波〕不在〔止〕思定〔氏〕、此許多〔久〕著述〔世流〕五百卷千卷〔乃〕書卷〔波志毛〕、某甲〔我〕身〔乃〕上〔尔波〕、男〔乃〕弓端〔乃〕御調物〔止志〕、又此為〔尔〕家〔乃〕事共取整〔布流〕妻子等〔我〕為〔尔波〕、女〔乃〕手末〔乃〕御調物〔止〕貢上〔流〕心〔乎〕以〔氏〕、天下〔尔〕流布〔古良志〕万世〔尔〕伝弘〔米氏〕、漢囀為〔流〕徒〔乃〕眼〔乎〕拔〔伎〕仏進為〔流〕輩〔乃〕魂〔乎〕挫〔伎〕弓矢〔乎〕捨〔氏〕大戒振為〔流〕女々〔志久〕拙〔伎〕武士〔乃〕八十伴〔乃〕人共〔乃〕長〔伎〕眠〔乎〕覺〔志米〕、朝廷〔乎〕蔑如〔志〕奉〔利氏〕、己〔我〕私〔乃〕主〔乎〕能美〔君〕止〔思居〕氏、内日刺〔須〕大宮人〔乎〕佐閑尔〔己〕我〔臣〕乃〔如〕久言下〔志〕心教〔礼流〕人等〔乃〕夢〔乎〕驚〔加志米〕、天下〔乃〕人心〔乎〕混〔加志氏〕一心〔止〕為〔志〕後世〔乃〕人〔乃〕行〔乎〕令〔改〕氏、唯一向〔尔〕神〔止〕君〔止乎〕仰敬〔比〕貴辱〔弥〕令〔仕奉〕〔氏〕、天下〔乎波〕一家〔乃〕如〔久〕万世〔乎毛〕一日〔乃〕如〔久〕令〔在〕氏、外国〔余利〕叛反〔久〕心有〔氏〕攻寄席来〔礼良牟尔波〕、④此皇大御書〔乎〕以〔氏〕天石盾〔乃〕如〔久〕立塞〔氏〕待防却〔利〕言排〔流〕器〔止〕成〔志氏〕掃〔比〕、皇国〔乃〕人〔尔〕朝廷〔乎〕圍〔万比〕軍起〔須〕事有〔止毛〕、此皇大御学〔乎〕以〔氏〕守奉〔利〕仕奉〔良牟尔波〕、防〔久尔波〕天進〔利〕高〔伎〕大城〔乃〕如〔久〕有〔利〕、退〔流尔波〕広矛〔止〕成〔利〕利劍〔止〕成〔利〕天楯弓〔止〕成〔利〕天羽々矢〔止〕成〔氏〕人無〔伎〕地〔乎〕行通〔我〕如〔久奈毛〕有〔倍伎止〕、弥獎〔尔〕獎〔美〕弥勤〔尔〕勤結〔而〕仕奉〔流〕、⑤某甲〔我〕此皇大御学〔乃〕尊〔伎〕高〔伎〕広〔伎〕厚〔伎〕業〔尔〕恐〔志〕我大神〔乃〕大御靈〔乎〕幸依〔志〕給〔閑〕哉。吾父穗積朝臣重威〔我〕遺訓有〔氏〕二部三部〔乃〕書〔乎〕賜〔比〕、母麗子〔我〕教訓〔尔波〕物能〔久〕書記〔世止〕仰〔多流〕事〔尔波〕有〔礼杼毛〕如

何〔尔〕為〔氏加〕有〔祁武〕、三十余〔利〕二〔止〕云年迄〔尔〕、心〔波〕有〔奈賀良尔〕志〔止〕云物〔奈毛〕不立不通〔氏〕有〔祁流乎〕、其天保十四年〔止〕云〔祁流〕年〔乃〕春正月〔乃〕六日〔乃〕日、皇京下〔尔〕在〔氏〕畏所〔尔〕參〔利〕拜奉〔利〕畢〔氏〕婦〔流〕道〔乎〕過〔利氏〕、吾不〔知〕〔尔〕不意〔久毛〕古〔尔〕小一条第〔尔〕坐〔止〕云〔祁流〕宗像大神〔乃〕御許〔尔〕參初〔氏〕、年頃何処〔尔〕大座坐〔良武止〕尋渡〔利都流〕心〔尔波〕久堅〔乃〕天真名井〔尔〕振滌給〔比志〕玉〔毛〕由良々〔尔〕嬉〔志久〕尊〔久〕崎門山〔尔〕御表〔止〕置〔志〕給〔閑流〕身形〔乎〕、今〔毛〕正月〔尔〕見奉〔流〕心思〔延氏〕、其翌日〔余利〕事起〔志氏〕筆〔乎〕取〔氏〕書初〔多理祁留尔〕思〔倍婆〕、思〔布〕任〔尔〕言〔尔〕出〔伝〕云〔倍婆〕、云〔布〕任〔尔〕詞〔尔〕続〔伎氏〕、一部〔乃〕書卷〔乎〕書〔久尔毛〕甚容易〔伎〕事〔止〕成〔礼利祁礼婆〕、身〔乃〕其乍〔尔〕骨〔乎〕換〔多留〕如〔久〕在〔氏〕、今迄不立不通〔都留〕志〔奈毛〕、天之御柱〔止〕我〔奈賀良毛〕靈在〔奴倍久〕太〔志久〕高〔久〕衝立〔留乎〕以〔氏〕、自来以降吾心〔波〕、神〔乃〕大御心〔尔許曾止〕弥高〔尔〕弥広〔尔〕鎮〔米〕齋〔倍氏〕仕奉〔留〕内〔尔〕、平篤胤〔乎〕師〔止志〕仕〔倍氏〕学〔婆々夜止〕思成〔氏〕、出羽国〔乃〕秋田〔尔〕下〔流止波〕一卷〔乃〕書〔乎毛〕不持〔氏〕旅〔乃〕装〔毛〕甚襪樓〔志久〕出立〔奴礼杼毛〕、加賀国〔尔氏波〕書説説〔氏〕多〔久乃〕人共〔乎〕令〔感〕〔米〕、越後国〔尔波〕平誉正・平誉重〔尔〕吾学〔乃〕力〔乎〕踰〔波佐礼〕、出羽国〔尔氏波〕吾師〔乃〕亡〔氏〕後〔尔〕五十日許在〔氏〕着〔多利祁礼婆〕、且驚〔伎〕吾嘆〔久止〕雖〔毛〕師〔止〕成〔利〕弟子〔止〕成〔流波〕、其志〔乎〕繼〔久尔許曾波〕有〔祁礼〕。凡庸〔乃〕輩〔尔〕等〔志久〕師〔乃〕授〔流乎〕受〔氏〕、其言〔乎〕誦〔布流〕程〔乃〕拙〔久〕劣〔伎〕心在〔牟尔波〕如何〔伝〕哉、吾師〔乃〕可悦〔伎止〕大〔尔〕顧〔流〕心出来〔利氏〕直〔尔〕平鉄胤〔乎〕以〔氏〕、茂梓〔乃〕中執持〔志米氏〕、其弟子共〔乃〕列〔尔〕十一月〔乃〕四日〔止〕云日〔奈毛〕加〔波理多理祁流〕。自〔其〕此方彼方〔止〕行巡〔良比〕、遠方此方〔尔〕行訪〔氏〕有〔祁礼杼母〕人無〔伎〕処〔乎〕行〔我〕如〔久〕、一人〔陀尔〕某甲〔我〕言〔乎〕背〔久〕者無〔久〕為〔氏〕、百人〔尔〕向〔倍婆〕百人從〔比〕、千人〔尔〕向〔倍婆〕千人順〔比氏〕、千名〔乃〕五百名〔尔〕天雲〔乃〕高〔久〕貴〔久〕吾名〔乎〕所知〔氏奈毛〕有〔祁礼乎〕、⑥其田

川郡〔尔〕大山〔止〕云〔布〕大里有〔祁理〕、此処〔尔〕藤原光憲〔止〕云〔波〕、其国〔尔〕氏波〕物知〔止〕云人〔尔〕在〔尔〕、荒木田末寿〔我〕許〔尔〕伊勢〔尔〕学〔比〕貞直〔乃〕郷〔乎〕慕〔比氏〕京都〔尔〕上〔礼利志〕人〔尔氏〕、其学〔毛〕跋々〔志加良奴賀〕吾〔乎〕見知〔流〕人〔尔氏〕、其族種野重義・藤原光賢・照井足根・照井長柄等〔乎〕率〔氏〕教子〔止〕成〔祁流余利〕漸〔尔〕吾家門〔奈毛〕広〔久〕盛〔尔波〕成〔礼利祁流〕。自〔其〕京都〔尔〕上〔良武止〕為〔氏〕江戸〔尔〕到〔祁流尔〕、人々〔乃〕乞留〔流尔〕率〔波礼氏〕、此〔尔〕家居〔流〕事〔止〕成〔礼流袁〕聞〔氏〕、誉正・譽重〔余利波〕物〔乎〕貢〔氏〕家〔乎〕令〔起〕〔米〕、光憲〔余利波〕其子光胤〔乎〕吾許〔尔〕令〔侍〕〔氏〕学〔乃〕勞〔乎〕助〔祁〕其所〔余利毛〕此処〔余利毛〕物〔奈杼〕豐饒〔尔〕令〔在〕〔氏奈毛〕有〔祁礼婆〕、此処〔尔〕住〔布〕事〔波〕実〔尔〕吾〔我〕大神〔乃〕大御心〔止〕著明〔久〕有〔我〕上〔尔〕、平泰純〔我〕女住子〔乎〕吾妻〔止〕為〔流尔〕就〔氏〕聞〔久尔〕、彼〔我〕外祖〔止〕有〔流〕吉益氏〔波〕、嚴島大神〔尔〕祈奉〔氏〕、醫師〔乃〕術〔乎〕大〔尔〕得〔氏〕、天下四方〔尔〕所知〔多流〕家〔奈流尔〕、又其宗像大神〔乃〕大座坐〔須〕前内大臣藤原公〔乃〕御内人〔奈流尔〕、其外孫〔乎〕某甲〔我〕妻〔尔〕授賜〔比〕依〔世流奈毛〕。即吾〔我〕大神〔乃〕大前所為〔奈流〕事灼然〔伎〕者〔奈利祁流〕。自〔此〕後〔尔〕家甚乏〔久〕成〔氏〕、活計〔乃〕便宜無〔伎〕程〔尔〕、甚〔久〕惱〔米流〕事度々有〔利〕。光憲〔乃〕許〔余利〕時々〔尔〕物〔乎〕贈〔利氏〕其急事〔乎〕救助〔流〕事一二度〔尔〕不〔在〕度遍〔久〕然有〔流〕間〔尔〕五年〔乎〕經〔氏〕、嘉永元年光胤〔波〕神府〔尔〕被〔召奉〕〔利〕、愈家〔毛〕身〔毛〕不〔安〕〔邪利祁流〕程〔許曾〕有〔祁礼〕。其大山〔乃〕里〔尔〕大座坐〔須〕八尋梓梶尾大神〔尔〕仕奉〔流〕禰宜藤原直勝〔乎〕遣〔世氏〕、某甲〔乎〕招迎〔氏〕以前〔余利波〕猶愈〔利氏〕人々〔乃〕心打合〔比〕、此年〔余利〕始〔氏〕定〔礼流〕員〔乃〕贈物有〔流〕事〔止〕成〔礼流余利〕家〔毛〕身〔毛〕平〔介久〕在〔氏〕、心進〔万比〕終〔尔〕其年〔乃〕十月〔余利〕初〔氏〕嘉永〔乃〕六年〔乃〕冬〔尔〕至〔万氏尔〕、祝詞講義〔止〕中臣寿詞講義〔止〕二部〔尔氏〕莫太〔乃〕書典〔奈毛〕澤〔尔〕多〔尔〕成出〔氏〕、掛卷〔毛〕恐〔伎〕高千穗宮〔尔〕天下所知看〔志〕遠天皇祖〔乃〕神〔乃〕大御代〔余利〕、中今〔乃〕此大御世〔尔〕至〔流〕迄〔尔〕、天神〔乃〕御子隨〔毛〕天〔尔〕坐神〔乃〕言依〔志〕

奉賜〔倍利志〕任〔尔〕、食国天下〔尔〕敷賜〔比〕行賜〔比氏〕天地〔止〕日月〔止〕共〔尔〕百姓〔乎〕撫給〔比〕治給〔比〕趣給〔比〕平給〔布〕皇神〔乃〕道〔奈毛〕八尺句聰〔乃〕如〔久〕、曲妙〔尔〕知〔良礼〕真澄鏡〔乃〕如〔久〕、明亮〔尔〕十握劍〔乃〕如〔久〕、心聡〔久〕思得〔氏奈毛〕有〔祁流止〕、人〔尔波〕不可言〔流〕事〔奈賀良〕本〔余利〕此大業〔尔〕仕奉〔流〕事〔乎〕天津水影〔乃〕如〔久〕押伏〔氏〕、見行〔波志〕所知看吾〔我〕大神〔尔波〕御手打掛〔氏〕夜守〔利〕日守〔利尔〕守導〔伎〕給〔比氏〕、御手〔尔〕代〔利氏〕令然有給〔布〕事〔止〕思〔倍婆〕別〔尔〕奇〔志伎〕事〔止波〕思〔波受氏奈毛〕有〔祁流〕。⑦自其追繼〔氏〕日本書紀伝〔止〕云書〔乎〕著述〔志氏〕、天地〔乃〕立〔留〕始〔止〕世中〔乃〕起〔留〕所由〔乎〕明〔良米〕、皇神〔乃〕御所為・万神〔乃〕御功用・天津日繼高御座〔乃〕御大業・巖神之宮〔乃〕神事〔乃〕有狀〔波〕更〔奈利〕、臣・連・伴造・国造・百八十部〔乃〕氏々〔乃〕由来名々〔乃〕起元〔乎〕正〔志氏〕弁〔多米〕知〔利〕、上〔波〕高天原〔止〕天雲〔乃〕五百重〔我〕上〔波〕天壁立極〔美〕迄〔毛〕、下〔波〕極〔氏〕遠〔志止〕云〔布〕根国底国〔止〕地下〔波〕底津石根〔乃〕限〔利〕迄〔毛〕知〔良流々〕限〔波〕知尽〔志〕、中〔波〕此大地〔波〕一列〔乃〕物〔尔〕在〔利〕外国〔乃〕末迄〔毛〕二柱御祖神〔乃〕生給〔波受止〕云事〔夜波〕可有〔伎止〕考〔氏〕、竟〔尔〕蛭兒〔波〕蝦夷島〔余利〕初〔氏〕東北〔尔〕在〔流〕夷国〔奈流〕事〔乎〕見究〔米〕、又淡州〔波〕韓地赤懸〔余利〕起〔氏〕西南〔乃〕方〔奈流〕蕃国〔止〕思定〔流〕見解〔乃〕出来〔礼流〕事〔波〕、上〔尔毛〕中〔我〕如〔久〕、⑧吾心〔波〕吾物〔尔波〕非〔受〕、大神〔乃〕大御心如〔是〕久〔睦靈合〕〔氏〕令然有給〔倍流〕物〔止〕思〔倍婆〕、此說共〔波〕吾言〔尔〕出〔氏〕吾說〔尔波〕非〔受〕吾〔我〕大神〔乃〕事依〔志〕授賜〔倍留〕大御言〔止〕受賜〔利氏〕思淨〔布〕說等書註〔志氏〕、三卷〔止〕云〔余利〕始〔氏〕二十二卷〔止〕云〔尔〕至〔利氏〕、本數〔波〕凡七十一本有〔利〕、是〔尔〕其二百五十五張〔乎〕書〔多留〕十月廿五日〔乃〕夜可〔見合〕〔伎〕事有〔氏〕此五卷〔止〕云〔乎〕見〔流尔〕、四年以前〔尔〕著述〔世利志〕書〔尔志〕有〔祁礼婆〕、今見〔流尔波〕力不足〔氏〕、其跋々〔志伎〕心〔知〕為〔氏〕心恥〔止〕所思〔由流〕事有〔波〕、其時〔乃〕非事〔乎〕今見顯〔倍伎〕学力〔乃〕勝〔礼流奈流倍志〕試〔氏〕、大神〔乃〕御靈〔乃〕身〔尔〕預〔比〕加〔波

礼流〕程〔乎〕知〔婆夜止〕俄〔尔〕思立〔氏〕書改〔流尔〕、此十一月〔乃〕十二日〔止〕云〔尔〕書畢〔氏奈毛〕有〔礼婆〕、⑨其事大神〔乃〕宇豆〔乃〕大前〔尔〕訴白〔志氏〕乞奉〔波〕、某甲〔我〕見〔流陀尔〕斯〔流〕僻事〔波〕交〔礼流〕物〔乎〕並〔氏乃〕世人〔乃〕評〔尔波〕可抱〔伎尔〕非〔受〕、唯後世〔尔〕己〔乎〕知〔流〕一人〔乃〕人〔乃〕為〔尔〕恥〔流〕事無〔久〕可〔久〕弥獎〔尔〕獎〔米〕給〔波牟〕学〔乃〕力餘有〔流〕迄〔尔〕天地〔尔〕思足〔波比〕令得給〔閉止〕、此今日〔乃〕生日〔乃〕足日〔尔〕、八度額突〔伎〕八度拜伏〔氏〕慎〔美〕敬〔比〕恐〔美〕恐〔美毛〕齋〔比〕白〔佐久〕吾〔我〕大神〔乃〕御許〔尔〕參初〔祁流〕頃〔余利〕心〔尔〕係奉〔利志〕如〔久〕、前内大臣藤原公〔乃〕御内〔奈流〕小一条社〔止〕申〔須乎〕、其楯尾大神〔乃〕御蔭〔尔〕依〔利〕御氏子〔乃〕人共〔尔〕被助〔氏〕造改〔米〕仕奉〔利〕畢〔氏〕、此十二月〔乃〕頃新宮移〔乃〕事可有〔伎〕由〔乎〕承〔波礼々婆〕、其瑞宮〔乃〕内〔尔波〕大神〔乃〕大御心〔毛〕平〔介久〕安〔介久〕鎮定〔利〕大座坐〔須〕可〔伎〕御儲坐〔良志止〕想像〔利〕奉〔利氏〕愛〔久〕嬉〔志久〕悦〔志久〕尊〔久〕所思〔流〕任〔尔〕、又此今日〔波志毛〕掛卷〔毛〕恐〔伎〕天神御子〔乃〕新嘗〔乃〕大御政聞食給〔久止〕、天社・国社〔乃〕皇神等〔尔毛〕千秋〔乃〕五百秋〔乃〕相嘗〔乎〕進給〔布〕天照国〔乃〕日宮〔由〕磐門押張〔利〕天雲〔尔〕磐船浮〔氏〕天降給〔布〕千五百万〔乃〕神等〔乎毛〕、又高山・短山〔乃〕伊穗理〔余利波〕天浮橋〔尔〕乘立〔志〕海原〔波〕辺〔余利〕冲〔余利〕浪穗〔尔〕乘〔氏毛〕来坐〔須〕、山野・海川〔乃〕神等千五百万〔乃〕御前〔乎毛〕併〔世氏〕持齋〔伎〕仕奉〔流〕事〔乃〕由〔乎〕聞食〔氏〕、相宇豆那比奉〔利〕堅磐〔尔〕常石〔尔〕齋奉〔利〕茂〔乃〕大御世〔尔〕幸奉給〔布〕生日〔乃〕足日〔止〕天地〔止〕足〔志〕照〔志氏〕、相榮坐〔牟〕皇御孫尊〔乃〕大朝廷〔乃〕御為〔尔〕、五百〔都〕網延〔太流加〕如〔久〕天地〔止〕久〔志伎〕迄〔尔〕、皇大御学〔乃〕尊〔伎〕高〔伎〕広〔伎〕厚〔伎〕神業〔尔〕仕奉〔流〕御恩頼〔尔〕報奉〔久止〕為〔氏〕、藤原綱俊〔尔〕命〔世氏〕真金吹〔久〕吉備〔乃〕中山帶〔尔〕為〔流〕細谷川〔乃〕清〔久〕麗〔志伎〕真金〔乎婆〕、天香山〔乃〕忌火〔尔〕鍛〔志〕令作〔多流〕三枝〔乃〕三〔乃〕大御劍〔乎〕目〔乃〕耀〔久〕黄金〔乃〕装〔比〕善〔志久〕仕奉〔利〕彩色〔乃〕御幣〔尔〕納奉〔利氏〕、此〔乃〕宝劍〔乎婆〕掛卷〔波〕甚〔毛〕恐在〔令杼毛〕瀛津宮〔乃〕神

財〔止〕捧奉〔利〕、又櫛明〔流〕清〔伎〕真玉〔乎〕皇神〔乃〕大御心〔毛〕円〔尔〕磨成〔志〕仕奉〔利〕氏、錦〔乃〕御褥・紫〔乃〕厚総・紅〔乃〕御覆〔尔〕至迄〔尔〕備奉〔氏〕此〔乃〕瑞珠〔乎〕中津宮〔乃〕神財〔止〕奉〔利〕上〔氏〕去〔志〕安政〔乃〕初年〔尔〕某甲〔我〕持參行〔氏〕奉〔利〕納〔多留〕辺津宮〔乃〕齋鏡〔止〕捧奉〔礼留〕神財〔止〕合〔世氏〕此三〔乃〕神宝〔乎〕吾〔我〕宗像大神〔乃〕大御許〔尔〕各〔毛〕各〔毛〕配捧奉〔久止〕今日〔奈毛〕其御国〔尔〕贈奉〔留〕状〔乎〕手掌〔毛〕摺亮〔尔〕打上乍〔毛〕恵々良々〔尔〕饒榮〔延氏〕聞食〔氏〕天地〔止〕日月〔止〕共〔尔〕見明〔牟流〕物〔止〕齋鏡〔尔〕打向〔波志〕給〔布我〕如〔久〕某甲〔我〕家〔乎〕天照〔志〕見明〔米〕給〔比氏〕日每〔尔〕説説明〔良米〕仕奉〔流〕皇大御書〔乃〕大御学〔乎〕天知〔也〕日月〔乃〕如〔久〕天下〔尔〕令〔明〔米〕給〔比〕此玉〔乃〕阿夜〔尔〕阿夜〔尔〕清〔久〕麗美〔志久〕有〔氏〕四方八面〔尔〕韻〔比〕満〔氏〕光曜〔余比〕弥明〔利尔〕明〔利〕弥照〔尔〕照徹〔流我〕如〔久〕此瑞珠〔乃〕清〔久〕麗美〔志伎〕心〔止〕皇神等〔乃〕大御心〔尔〕相通〔比氏〕限々〔志伎〕事無〔久〕鬱々〔志伎〕事無〔久〕此仕奉〔流〕皇大御書〔乃〕大御学〔尔〕明〔流久〕在〔氏〕神代〔乃〕古事真清明〔尔〕説書〔氏〕天地〔乃〕共長〔久〕遠〔久〕照〔志〕令〔明給〔比〕此〔乃〕宝劔〔乎〕奉〔流〕事〔波〕上〔波〕皇御孫尊〔乃〕大朝廷〔尔〕仕奉〔流〕親王等・王等・臣等・百官人等〔乎〕己〔我〕乖々不令〔在〕惡心・邪意無〔久〕令〔仕奉給〔比〕高天原〔尔〕事始〔氏〕皇御孫尊〔乃〕大御命〔良万止〕食国天下〔尔〕敷給〔比〕行給〔布〕天津宮事〔乃〕任〔尔〕清〔伎〕明〔伎〕正〔伎〕直〔伎〕誠〔乃〕心〔乎〕以〔氏〕令〔仕奉給〔比〕其心背〔伎氏〕天神御子〔乎〕蔑如〔志〕奉〔利〕教高〔夫理〕大君〔佐備〕為〔氏〕天下〔乎〕掠〔比〕奪〔布〕頑〔多夫礼〕曲〔礼良武〕人共〔乎〕棄〔比〕給〔比〕平〔介〕給〔波武〕大御劔〔止〕捧奉〔利〕中〔波〕天下〔尔〕在〔止〕有〔由流〕武士〔乃〕人共〔伊〕此頃〔止〕成〔氏波〕異国風〔乃〕火筒〔乎能美〕事〔止〕為〔氏〕神武〔乃〕行来〔流〕神代〔乃〕大御手振〔乎〕易〔氏〕矛〔由介〕矢刺〔氏〕軍圍〔牟〕事〔乎〕忘〔礼氏〕劔刀身〔尔〕取副〔流〕心〔毛〕止〔氏〕形〔波〕皇大御国〔乃〕人〔尔〕為〔氏〕心〔波〕戎〔止毛〕戎〔止〕禽獸如〔須〕毛民〔乃〕心〔乎〕受持〔知氏〕己〔尔〕其殃災〔比〕征夷府〔乎〕始〔氏〕国々〔乃〕宰持共〔尔〕及〔倍

流乎、皇神等〔乃〕大御稜威〔乎〕以〔氏〕取挫〔伎〕言和給〔波武〕武装〔乃〕大御劔〔止〕捧奉〔利〕下〔波〕皇神等〔乃〕御靈〔尔〕資〔氏〕天下四方〔乃〕人共〔乃〕年遍〔久〕被欺〔氏〕相交〔許礼利志〕漢意仏心〔乎毛〕稍改〔麻利〕直〔良比〕行〔久〕時〔止〕桜花韻〔布我〕如〔久〕今真盛〔尔〕弘〔利〕行〔波礼〕初〔氏〕鈴屋〔乃〕餘〔乃〕韻〔伎〕亮々〔尔〕天下〔乃〕人心改〔利〕科戸〔乃〕風〔乃〕天〔乃〕八重雲〔乎〕吹掃〔布〕氣吹舍〔乃〕言行〔波礼氏〕四方〔乃〕御民〔毛〕皇神〔乃〕大道〔乎〕尊〔美〕奉〔利〕皇御孫尊〔乃〕大朝廷〔乎〕仰奉〔流〕心〔乎毛〕年〔尔〕勝〔利〕月〔尔〕勝〔利〕日〔尔〕勝〔利〕時〔尔〕勝〔利〕氏〕天原蔓〔許流〕雲〔乃〕広〔久〕遠〔伎〕功〔毛〕立〔知〕德〔乎毛〕成〔左婆〕成〔志都〕可〔伎〕中今〔乃〕大御代〔尔〕為〔氏〕^⑩其皇大御学〔乃〕業〔乎〕受繼〔久〕某甲〔我〕然許〔利〕可畏〔伎〕皇神等〔乃〕大御靈〔乎〕蒙奉〔利〕乍〔尔〕一日一夜〔毛〕空〔志久〕可有〔伎尔〕非〔礼婆〕此五卷〔尔〕当〔流〕本〔乃〕再稿〔波〕書畢〔利氏〕復元〔乃〕所〔尔〕返〔利氏〕其二十二卷〔乃〕二百五十六張〔余利〕次々〔尔〕夜半曉時〔止〕云〔受〕勤〔米〕結〔利〕仕奉〔利良武〕状〔波〕今八年〔我〕程〔尔〕凡三百卷許〔尔〕書成〔志〕仕奉〔利氏〕次〔尔波〕祝詞講義〔止〕中臣壽詞講義〔止乃〕浄書〔乎〕仕奉〔利〕其事畢〔氏〕後〔尔波〕此日本書紀伝〔乎〕委曲〔尔〕正〔志〕記〔左牟〕事生涯〔乃〕我業〔止〕仕奉〔久止〕為〔氏〕日每〔尔〕皇神等〔乃〕尊〔伎〕高〔伎〕広〔伎〕厚〔伎〕御恩頼〔乎〕天水仰乞祈奉〔流〕我家〔尔波〕手蹟〔比〕足蹟〔乃〕事共不令〔在〕氏、^⑪常〔毛〕祈奉〔流〕相尾大神〔乃〕御氏子〔乃〕人共〔尔〕家業〔乎〕被助〔氏〕令〔書〕草稿〔波〕其大神〔尔〕令〔捧奉給〔比〕天下〔乃〕為〔尔〕万世〔乃〕後代〔乃〕為〔尔〕天之御柱、国之御柱〔止〕国鎮〔止毛〕可成〔伎〕底宝々書〔止〕令〔書給〔波牟尔〕金銀〔乎〕欺奪〔比氏〕皇大御書〔乎〕可求〔伎〕価〔乎〕令〔廢〕流〔流〕惡〔伎〕人共〔尔〕不令〔近〕氏〕物等〔乎〕豊饒〔尔〕令〔在〕給〔比〕又処々〔余利〕訪来〔利氏〕吾手〔乎〕妨〔介〕皇大御学〔乃〕業〔乎〕令〔怠〕流〔流〕風流人〔乃〕遊士〔止〕云者〔乎婆〕遠放給〔比氏〕情安〔尔〕平〔久〕安〔久〕令〔仕奉坐〔久止〕神〔乎毛〕人〔乎毛〕在〔礼〕皇大御書〔乃〕大御学〔尔〕障〔流〕惡〔志伎〕神、穢〔伎〕人共〔乎〕此大御劔〔乎〕以〔氏〕言向鎮給〔閉止〕合〔世氏〕此三口〔乃〕宝劔〔乎〕其瑞珠〔止〕諸共〔尔

斎清〔米〕仕奉〔氏〕、今日〔乃〕吉日〔尔〕其御許〔尔〕贈奉〔利〕奉上〔良久止〕江上善草〔尔〕寄〔世氏〕、百重山隔在〔流〕道〔乎〕玉梓〔乃〕書〔乃〕便〔利尔〕事伝〔氏〕、各其宮々〔尔〕納奉〔流〕事〔乃〕由〔乎〕聞食〔氏〕、此年頃某甲〔我〕家〔尔〕斎〔伎氏〕子孫〔乃〕八十連連〔尔〕統〔伎氏〕、可〔仕奉〕〔伎〕皇神〔乃〕大御身形〔止〕奥津島山国〔毛〕照〔加尔〕光曜〔余布〕黄金〔乃〕塊〔乎〕授賜〔比〕依賜〔閉止〕祈奉〔利氏〕、来年〔乃〕夏〔乃〕始〔尔〕中津島在〔流〕遙宮〔乃〕御許迄御迎〔尔〕參〔利〕令〔侍給〕〔閉止〕奉〔流〕物〔波〕、精米〔乃〕御飯〔乎〕玉筥〔尔〕盛〔氏〕八盛〔尔〕盛捧〔介〕、御酒〔波〕、醴上高知〔利〕醴腹滿雙〔氏〕汁〔尔毛〕実〔尔毛〕称辞竟奉〔利〕、大原野〔尔〕生物〔波〕甘菜・辛菜、青海原〔尔〕住物〔波〕鱒〔能〕広物・鱒〔乃〕狹物・奥津藻菜・辺津藻菜〔尔〕至迄〔尔〕、百取〔乃〕机代物〔止〕奉上〔氏〕御服〔波〕明妙・照妙・荒妙・和妙・五色物〔乎毛〕称辞竟奉〔久乎〕、吾〔我〕大神〔乎〕始奉〔利氏〕諸〔乃〕皇神等〔乃〕大御心〔毛〕明〔介久〕所聞食〔氏〕、愛〔乃〕盛〔尔〕相宇豆〔那比〕給〔比〕相穴〔奈比〕給〔比〕相助〔介〕給〔比〕相幸〔倍〕給〔波武〕尊〔伎〕高〔伎〕広〔伎〕厚〔伎〕御靈〔尔〕資〔氏〕、家〔尔毛〕身〔尔毛〕八十柱津日〔乃〕枉悪事在〔世受〕、咎過有〔牟乎婆〕神直日・大直日〔尔〕見直〔志〕聞直坐〔氏〕夜守〔利〕日守〔尔〕守恵〔美〕幸給〔比〕、某甲〔我〕家〔乎〕起〔志〕身〔乎〕令〔立給〕〔比〕、此清〔伎明〕〔伎〕正〔伎〕直〔伎〕誠〔乃〕心〔乎〕以〔氏〕、^⑫皇神等〔乃〕御手〔尔〕代〔利氏〕仕奉〔流〕皇大御書〔乃〕尊〔伎〕高〔伎〕広〔伎〕皇大御学〔乃〕業〔尔〕妙〔尔〕奇〔志〕伎〔可美名〕〔乎〕千名〔乃〕五百名〔尔〕負持〔氏〕許々〔太久〕忠〔尔〕功〔志久〕令〔在給〕〔比氏〕、掛卷恐〔伎〕現御神〔止〕天下所知食〔須〕皇御孫尊〔乃〕大御代〔乎〕手長〔乃〕大御世〔止〕堅石〔尔〕常石〔尔〕斎〔比〕奉〔利〕五十櫃〔乃〕大御世〔尔〕幸奉〔利〕天下平穩〔志久〕公民令〔富榮〕給〔閉止〕、今日〔乃〕生日〔乃〕足日〔乃〕朝日〔乃〕豊坂登〔尔〕、八度額突〔伎〕八度度伏〔手〕穗積朝臣重胤・妻平朝臣住子・稚子・穗積朝臣重兼、又淡路国〔尔〕在〔流〕母麗子〔乃〕手〔尔〕代〔利氏〕穗積朝臣重胤〔伊〕、慎〔美〕敬〔比〕恐〔美〕恐〔美毛〕願奉〔流〕事〔乃〕由〔乎〕、天香山〔乃〕天真男鹿〔乃〕耳振立〔手〕聞食〔世止〕十六白物膝折伏〔世〕鶴事物頸根突抜〔氏〕恐〔美〕恐〔美毛〕斎事仕奉〔久止〕白〔須〕。

辞別〔氏〕白〔久〕、八束穗〔乃〕出羽国茂穂〔乃〕田川郡御心〔乎〕大山〔乃〕里〔尔〕称辞竟奉〔流〕八尋梓楫尾大神・級長津彦命・級長津姫命・倉稻魂命・月夜見尊四前大神〔乃〕大御前〔乎〕始〔氏〕、其国〔乃〕皇神等〔乃〕大前〔尔〕白〔佐久〕、掛卷〔毛〕恐〔伎〕大神〔乃〕御氏子〔乃〕人共〔乎〕吾教子〔尔〕事依〔志〕授給〔倍流余利〕開初〔氏〕、日吉大神・春日大神〔乃〕敷坐〔流〕鶴岡〔乃〕人共、春日大神・賀茂大神〔乃〕鎮給〔布〕賀茂〔乃〕人共〔乎〕始〔氏〕、其国内〔尔〕在〔由流〕千人・五百人〔尔〕神〔乃〕如〔久〕仰〔伎〕貴〔万延〕君〔乃〕如〔久〕傳〔伎〕敬〔波延奈毛〕、皇大御書〔乃〕大御学〔乃〕業〔乎〕以〔氏〕安那〔那比〕教趣〔氏〕有〔流〕中〔尔〕藤原光憲・藤原足根・藤原重義・藤原光賢・藤原長柄・藤原直勝・穗積秀直等〔乃〕人等〔余利〕年毎〔尔〕貢〔乃〕金銀〔乎〕贈来〔利氏〕、家〔乎毛〕身〔乎毛〕心安〔久〕令〔在〕〔氏〕、己〔尔〕祝詞講義〔止〕中臣寿詞講義〔止〕二部〔乃〕書〔乃〕草稿成〔氏〕大神〔乃〕御許〔尔〕贈奉〔利〕、今又日本書紀伝〔乎〕真盛〔尔〕著述〔志〕仕奉〔氏〕、次々〔尔〕捧奉〔利氏〕大神〔乃〕御靈威〔乃〕弥高〔尔〕弥広〔尔〕足〔波比〕備〔波流〕事〔乎〕告奉〔流奈毛〕、吾家〔乃〕業〔止〕有〔乎〕其元〔尔〕趣〔介〕給〔布〕事〔止〕日毎〔尔〕御力〔乎〕戮〔世〕大座坐〔氏〕、正〔尔〕令〔然有〕〔米〕給〔布〕事〔止〕日毎〔尔〕辱〔弥〕尊〔弥奈毛〕有〔尔〕、此頃某甲〔我〕家〔乃〕系記〔乎〕或人〔乃〕許〔余利〕得〔氏〕見〔流尔〕、掛卷〔毛〕恐〔伎〕大倭根子天皇〔乃〕大御世〔乃〕頃、吾遠祖從五位下守出羽大掾穗積朝臣重盈〔止〕云〔介流〕人〔奈毛〕、其国〔尔〕宰持〔氏〕国府〔尔〕下住〔氏〕有〔都流〕由〔乎〕正〔志久〕記〔志氏〕有〔尔〕合〔世氏〕、大神〔乃〕御社〔波〕某甲〔我〕己〔尔〕考註〔流我〕如〔久〕、国〔乃〕惣社〔尔氏〕大座坐〔世波〕、国府〔余利波〕殊〔尔〕親〔志伎〕大神〔尔〕坐〔利〕、吾祖〔波〕其国〔尔氏〕亡〔太〕利志加婆、世〔乃〕涯〔利〕仕奉〔礼流〕大神〔尔〕在〔志々〕事〔乎良〕今〔尔〕至〔万〕氏〔尔〕不知〔氏奈毛〕有〔祁流乎〕、吾〔波〕淡路国〔乃〕御民〔尔〕在〔利〕、如何〔尔〕為〔氏加〕御恩頼〔乎〕大神〔尔〕蒙奉〔流良武〕、吾〔許曾波〕千里放〔利氏〕生出〔多〕流〔者〕〔奈利祁礼〕如何〔伝加毛〕、其国人〔尔波〕然睦靈合〔良武止〕大神〔乎〕辱〔弥〕奉〔利〕尊〔弥〕奉〔流〕每〔尔〕、其意不〔審〕〔志久奈毛〕思渡〔利志乎〕、今吾家〔乃〕氏文〔乎〕見〔礼婆〕実〔尔〕大神〔波志毛〕雖〔恐〕〔毛〕今此皇大御学〔乃〕事〔尔〕

就〔氏〕耳〔乃〕事〔尔波〕非〔受〕、某甲〔我〕家〔乃〕為〔尔波〕甚止事無〔伎〕謂有〔流〕大神〔止奈毛〕大座坐〔介留〕。故是〔乎〕以〔氏〕吾氏社〔乃〕皇神等〔止〕共〔尔〕、我産土神〔止〕相並〔氏〕子孫〔乃〕八十連属〔尔〕至〔乃氏尔〕、春秋〔乃〕御祭善〔久志〕仕奉〔氏〕大神〔乃〕御名忘〔礼受〕齋奉〔牟〕物〔止〕祈白〔須〕事〔乃〕由〔乎〕平〔介久〕安〔介久〕所聞食〔氏〕、常〔毛〕御靈〔乎〕蒙奉〔氏〕此仕奉〔流〕日本書紀伝〔乃〕草稿〔乎〕今八年許〔乃〕間〔尔〕三百卷〔尔〕書成〔氏〕大神〔乃〕神庫〔尔〕令〔奉〕給〔比氏〕、此仕奉〔流〕説言〔乎〕以〔氏〕皇御孫尊〔乃〕大朝廷〔尔〕令〔奉〕貢給〔比氏〕、千年・五百年〔乃〕後代〔尔毛〕此言〔乃〕被〔行〕直〔伎〕正〔伎〕神代〔乃〕御手振〔尔〕令〔立〕復給〔比〕、外〔尔波〕四夷八蛮〔乎志氏〕手足〔乃〕如〔久〕召使〔比〕給〔波武〕大御稜威〔乎〕曜〔夜加志〕令〔奉〕給〔比〕、内〔尔波〕皇御孫尊〔乃〕大朝廷〔尔〕仕奉〔流〕親王等・王等・臣等・百官人等天下公民〔尔〕至迄〔尔〕、此高天原〔尔〕事始〔氏〕皇御孫尊〔乃〕大命〔良万止〕食国天下〔尔〕敷給〔比〕行給〔倍流〕国法〔乎〕、過犯〔須〕事無〔久〕務結〔氏〕令〔仕〕奉給〔比氏〕、美〔尔〕此皇大御書〔乃〕大御学〔乃〕尊〔伎〕高〔伎〕広〔伎〕厚〔伎〕驗〔乎〕頭給〔比〕、此事〔尔〕因〔氏〕掛卷〔毛〕恐〔伎〕天神〔乃〕御子随〔毛〕天〔尔〕坐神〔乃〕事依〔志〕奉給〔志〕任〔尔〕、此処知看来〔流〕食国天下〔乎〕安〔介久〕平〔介久〕牟久〔佐加尔〕令〔立〕榮給〔閉止〕己〔我〕私〔乃〕小事〔波〕願奉〔良受〕、皇神〔乃〕御為、皇御孫尊〔乃〕御為、天下〔乃〕為〔尔〕、後世〔乃〕為〔尔〕、一向〔尔〕此皇大御学〔乃〕大業〔乎〕助給〔比〕幸給〔閉止〕、從〔今〕〔波〕産土大神〔乃〕相座〔尔〕齋仕奉〔久止〕、安政〔乃〕四年〔止〕云年〔乃〕冬十一月〔乃〕中卯日〔尔〕事始〔氏〕大御祭仕奉〔久止〕穗積朝臣重胤、慎〔美〕敬〔比〕恐〔美〕恐〔美〕申賜〔久止〕白〔須〕。

2、奉告_レ日本書紀伝宝鏡開始章成由於 皇神等_下 且寿_下 宗像大神東京小一条亭社成而
遷_レ座新殿之事上詞

安政四年十二月（自筆稿本『日本書紀伝』卷二十二ノ八）

物部〔乃〕八十〔乃〕心〔乎〕天地〔尔〕思足〔波志〕、天地〔乃〕底際〔乃〕内〔尔〕在〔止〕

有〔由流〕天津神・国津神社〔乃〕皇神等〔尔〕睦靈合〔氏〕、靈相〔倍婆〕合〔奴流〕任意〔尔〕、天進〔利〕高〔久〕貴〔伎〕皇神等〔乃〕靈威〔乎〕蒙奉〔利氏〕、①朝夕〔尔〕起〔止婆〕寐〔止婆〕怠事無〔久〕皇大御典〔乃〕大御学業〔尔〕仕奉〔良久乎〕、皇神等〔乃〕事依〔志〕授賜〔布〕某甲〔我〕身〔乃〕職〔止〕、嬉〔志比〕悦〔保比都々〕勉〔米〕結〔利氏〕仕奉〔利〕、此業〔乎〕以〔氏〕掛〔麻久毛〕恐〔伎〕皇御孫尊〔乃〕御楯〔止〕為〔氏〕仕奉〔良久止〕、比比羅木〔乃〕八尋梓〔乎〕握持〔氏〕、百千〔乃〕仇〔乎毛〕言挙為〔受〕言向和〔須〕可〔久〕武〔久〕勇〔美多流〕氣勢〔乎〕筆〔尔〕移〔志氏〕、縦横〔尔〕書成〔志〕仕奉〔利〕初〔多留〕、日本書紀伝〔乃〕二十二卷〔止〕云卷〔尔〕值〔流〕卷〔乎〕、此十五日〔止〕云〔尔〕事訖〔氏〕、今將二十三卷〔止〕云卷〔乎〕書〔志〕初仕奉〔流尔〕就〔氏婆〕、梓弓千射渡〔志〕、真鹿兒矢〔乎〕手挟添〔氏〕、天雲〔乃〕退方〔乃〕極〔美〕、白雲〔乃〕向伏〔須〕限〔利〕、②皇御孫尊〔乃〕大御稜威〔乎〕背〔尔〕負奉〔利〕行向〔比氏〕、堅〔伎〕巖〔乎毛〕沫雪〔那須〕蹶散〔良加志氏〕、稜威〔乃〕雄詰〔比〕踏健〔比氏〕、四夷八蛮〔乎毛〕合〔世〕平〔氏〕、安御世〔尔〕仕奉〔流〕可〔伎〕業〔止〕事始〔米〕物為〔流尔〕、皇神等〔乃〕御手打掛〔氏〕引寄〔世〕給〔布止加毛〕。③此皇大御典〔乃〕古伝〔乃〕趣〔乎〕彼〔尔〕合〔世〕此〔尔〕校〔倍氏〕、天〔尔波毛〕五百津網延〔閉〕国〔尔波毛〕五百津網延〔布〕事〔乃〕如〔久尔〕説弘〔米〕、百結々〔比〕堅〔米氏〕、然仕奉〔流〕心緒〔乎〕延〔婆倍〕申〔佐久波〕、唯皇神等〔乃〕事始定〔米〕給〔倍利志〕世中〔乃〕大道〔乎〕明〔米〕奉〔利氏〕、皇御孫尊〔乃〕大朝廷〔乎〕天地〔止〕日月〔止〕共〔尔〕、長〔久〕遠〔久〕平安〔尔〕大座坐〔志米〕、仕奉〔良牟〕心一筋〔奈流〕耳〔尔志氏〕、神〔止〕皇〔止乃〕御事〔乃〕外〔波〕思〔波受〕、仕奉〔流〕事〔尔〕天神地祇八百万神〔乃〕御靈等、天翔〔利〕依来坐〔氏〕、相助給〔比〕相幸給〔布〕御靈〔乎〕、常〔毛〕齋奉〔流我〕如〔久〕齋仕奉〔礼留〕中〔尔〕、殊〔尔〕吾〔我〕大神宗像〔乃〕三女神〔波〕著明〔伎〕御恩頼〔乎〕蒙奉〔礼留〕事、年〔尔〕月〔尔〕日每〔尔〕許々〔多久〕多在〔我〕随〔尔〕、其御蔭忘奉〔自止〕為〔氏〕、相尾大神〔尔〕被〔助〕延〔奉〕皇京下〔尔〕大座坐〔須〕、大神〔乃〕御殿〔乎〕造成〔志〕仕奉〔牟〕事〔乎〕、前内大臣藤原公〔尔〕請〔氏〕、年頃〔乃〕願〔比〕此年〔尔〕至〔氏〕相叶〔比〕木工金匠神相宇豆〔奈比〕御靈幸〔比氏〕、

此八日〔乃〕日〔尔〕御棟上〔乃〕御祭事仕奉〔利氏〕、瑞宮〔乃〕柱〔波〕太〔久〕高〔伎〕賀詞〔乎〕述〔倍〕板〔波〕広〔久〕厚〔伎〕称辞〔乎〕申〔志氏〕、惠良々々〔尔〕悦〔備〕榮〔延氏〕饒〔志久〕御祭仕奉〔利底牟〕。又此十七日〔止〕云日〔波〕、吉日〔乃〕足日〔止〕卜定〔氏〕、大神〔乃〕大御心〔毛〕足〔比尔〕、種々〔乃〕大幣帛〔乎〕横山〔乃〕如〔久〕置高成〔氏〕称辞竟奉〔利〕、百取〔乃〕机代物〔乎〕莫大〔尔〕備奉〔利氏〕、新宮移〔志〕仕奉〔流〕可〔伎〕由〔乎〕、天御量々定奉〔礼留〕由〔乎〕、藤原在親・平为政〔乎志氏〕仰〔世〕被下〔邪留〕、其玉梓〔乃〕書〔乃〕便〔伊〕此十四日〔尔〕在〔都流尔〕合〔世氏〕方〔尔毛〕今日〔乃〕生日〔波〕伊勢太神宮〔乃〕月次〔乃〕御祭〔止〕、相併〔世氏〕皇御孫尊〔乃〕月次祭神今食〔尔〕持斎〔伎〕仕奉給〔布〕天社国社〔乃〕皇神等〔毛〕此日〔尔〕御祭仕奉〔利〕、又相尾大神〔乎毛〕招奉〔利〕会坐奉〔利〕、毎年〔尔〕斎奉〔流〕常〔乃〕例〔尔〕在〔利〕。又曆運〔尔毛〕甲子〔止〕云〔尔〕当〔礼留〕日在〔婆〕、又定〔礼留〕祭式〔毛〕有〔我〕上〔尔〕、源孝純孝卿等〔止〕心〔乎〕合〔世氏〕、八百丹杵築宮〔尔〕奉〔流〕可〔伎〕神財〔乃〕御劍〔乎〕、藤原綱俊・是俊等父子〔尔〕令造〔多留乎〕、斎〔比〕初仕奉〔牟止〕為〔尔〕、平蒼重〔余利〕一枚〔乃〕金〔乎〕贈来〔礼々婆〕、御装束〔乃〕事〔乎毛〕仕奉〔利〕初〔倍久〕、又十一月〔乃〕十四日〔尔〕筑紫〔尔〕坐〔須〕三前大神〔乃〕御許〔尔〕、先〔尔〕斎鏡〔乎〕捧奉〔礼利志〕事〔乃〕有〔介留尔〕合〔世氏〕、三枝〔乃〕三種〔乃〕神劍〔止〕瑞珠〔乃〕清〔伎〕真玉〔止乎〕、捧奉〔久止〕其行幸〔乃〕御祭仕奉〔利氏〕、直〔尔〕江上善章〔尔〕会〔世氏〕令贈奉〔留〕事〔乎〕相謀〔礼留尔〕、其二十四日〔乃〕日〔尔〕東路〔余利〕西海〔尔〕、出立〔志〕大座坐〔須止〕告遣〔世多利邪礼婆〕、此頃先其国〔尔〕到着給〔布倍伎〕程合〔奈利〕。又吾〔我〕大神〔乃〕新宮造〔毛〕、十一月〔乃〕中〔尔波〕成〔氏〕有〔邪武〕、此月〔乃〕中〔尔許曾波〕移奉〔留良志〕。其此〔乃〕事共〔乎〕兼〔氏〕今日〔奈毛〕御祭〔波〕仕奉〔良牟止〕、己〔久奈利〕妻〔尔毛〕云〔氏〕其儲〔乎〕令為〔米〕子〔尔毛〕聞〔世氏〕其心〔乎〕令樂〔氏〕有〔都流尔〕、京師〔乃〕方〔乃〕大礼〔毛〕、此生日〔乃〕足日〔乃〕宜日〔尔〕定〔礼留奈毛〕。靈相〔倍婆〕合〔奴流〕神〔乃〕御心〔尔〕坐〔良志止〕、其処思〔倍婆〕甚尊〔久〕有〔利〕。此処思〔倍婆〕妙〔尔〕奇〔志久〕有〔利氏〕、弥益〔尔〕嬉〔志比〕悦〔布〕此心〔乎〕、天地〔尔〕思足〔波志氏〕、天社国社〔乃〕皇

神等〔乃〕御名〔乎〕言奉〔利氏〕、善〔波志伎〕妻子諸共〔尔〕、斎在〔利〕清在〔利尔〕持恐〔美〕恐〔美毛〕斎清〔米氏〕、捧奉〔流〕豐御饌〔乎〕香美〔志伎〕大炊〔乃〕多米都物〔止〕開食〔氏〕、餅飯〔乃〕鏡美麗〔志伎〕心〔乎〕持〔氏〕、料理奉〔礼流〕御贄〔波〕更〔奈利〕、種々〔乃〕味物〔乎〕備奉〔利〕、心足〔比尔〕奉上〔流〕、宇豆〔乃〕大幣帛〔乎〕皇神等〔乃〕御心〔毛〕平〔介久〕安〔介久〕開食〔氏〕、吾〔我〕大神〔乃〕大宮柱広知立〔氏〕、高天原〔尔〕千木高知〔氏〕、御屋作〔利〕仕奉〔利〕鎮〔米〕仕奉〔流〕賀詞〔乎〕白〔左久〕。天〔乃〕御柱国〔乃〕御柱〔止〕堅立〔流〕殿〔乃〕柱〔波〕、大神〔乃〕御心〔乃〕鎮〔米奈利〕。天雲〔乃〕八重雲成〔志氏〕横〔多波礼流〕棟梁〔波〕大神〔乃〕御心〔乃〕平在〔奈利〕。大神敷坐〔須〕大宮処〔尔〕立並〔布〕、其枝社〔波〕大神〔乃〕林〔奈利〕。内重外重〔乃〕圍〔麻理〕宜〔志久〕、地下〔波〕磐根固〔良加尔〕地上〔尔波〕瑞枝刺交〔布〕桂〔乃〕大樹青雲〔乃〕向伏〔我〕如〔尔〕広〔利都々〕立覆〔倍留波〕、大神〔乃〕御心〔乃〕齊〔比奈利〕。築垣土垣八重〔乃〕組垣〔波〕、大神〔乃〕御心〔乃〕固〔米奈利〕。内〔尔波〕於葺〔流〕御門、外〔尔波〕於不葺〔流〕御門〔乃〕柱〔乎〕、上津石根〔尔〕踏堅〔米〕、下津石根〔尔〕踏凝〔須〕事〔波〕、大神〔乃〕御心〔乃〕定〔理奈利〕。上〔波〕天上〔乎〕照〔志〕、下〔波〕国土〔尔〕耀〔夜介流〕、黄金〔乃〕御金物〔波〕、大神〔乃〕御心〔乃〕善〔志伎奈利〕。真木折〔久〕檜皮〔乃〕御草葺〔乎〕、御富〔乃〕余〔利止〕葺足〔波志氏〕、四方〔尔〕出〔多留波〕大神〔乃〕御蔭〔乃〕遍〔伎止〕、御心〔乃〕広〔伎奈利〕。幕〔乃〕御綱〔乎〕引渡〔志氏〕、大神〔乃〕御心〔毛〕長〔伎〕冬夜〔乃〕、御空〔乎〕見〔礼婆〕月星〔乃〕光〔毛〕清〔久〕亮〔介伎尔〕、若菰〔乎〕飯〔乃〕御在所〔余利〕、天地〔尔〕足〔志〕照〔志氏〕遷幸行〔氏〕、此新殿〔乎〕天地〔止〕日月〔止〕共〔尔〕、常宮〔止〕鎮〔利〕定〔利〕大座坐〔氏〕、常〔毛〕仕奉〔流〕皇神等〔乃〕御心〔尔〕令違給〔波受〕。天地〔乃〕底際〔乃〕内〔尔〕満足〔波世流〕、清〔伎〕神正〔伎〕神〔乃〕御靈〔乎〕、吾靈〔止〕陸靈合〔世氏〕、天地〔尔〕思足〔波須〕思兼〔乃〕智慮深〔久〕令在給〔比氏〕、④今〔余利〕生涯〔乃〕業〔止〕、説明〔米牟〕神代〔乃〕古事〔乎〕、弥々益々〔尔〕悟〔利〕究〔米氏〕、皇神等〔乃〕御為〔尔〕、皇御孫尊〔乃〕御為〔尔〕高〔伎〕貴〔伎〕功〔乎〕令立給〔比〕、皇御孫尊〔乃〕御楯〔止〕為〔氏〕、此仕奉〔流〕此比比羅木〔乃〕八尋梓根、撓〔牟〕

事無〔久〕貫〔伎氏〕、天地〔尔〕至〔礼流〕言〔乎毛〕立〔氏都〕可〔伎〕時〔止加毛〕。
 ⑤此頃薩摩〔乃〕中將家〔尔〕秘置〔流々〕、建武五年〔乃〕本〔止〕云〔氏〕、天下〔尔〕又比類無〔志止〕云〔布〕鳴神〔乃〕遠音〔尔〕聞慕〔氏〕有〔志〕日本書紀〔乃〕善本〔乎〕、其家從岩本相良〔余利〕令見〔氏〕、大〔奈流〕疑〔比乎〕開〔伎〕、天下〔乃〕惑〔比乎〕可解〔伎〕時〔乎〕令得給〔閑流奈毛〕。皇神等〔乃〕御命〔止〕、皇御孫尊〔乃〕大御恩賜〔止〕慎〔美〕受賜〔波利〕恐〔美〕受賜〔利氏〕、弥高〔尔〕弥広〔尔〕常〔毛〕仕奉〔流〕、⑥此日本書紀伝〔波〕著述〔波志〕勉結〔利氏〕、皇神等〔乃〕御靈〔尔〕報奉〔良武〕。皇御孫尊〔乃〕大朝廷〔尔波〕、御食津国日々〔乃〕御調〔止〕、一日一夜〔毛〕怠事無〔久〕休息〔万布〕事無〔久〕、弥辨〔尔〕辨仕奉〔牟止〕、大夫〔乃〕大夫健雄〔乃〕利心〔乎〕、皇神等〔乃〕引起〔志氏〕、武〔久〕雄々〔志久〕令勇給〔布〕物〔尔〕在〔良志止〕、吾〔我〕大神〔乃〕御心〔毛〕平〔介久〕安〔介久〕、此新宮〔尔〕鎮〔利〕給〔布〕。此今日〔乃〕生日〔乃〕足日〔尔〕、皇神等〔乃〕御靈賜〔利氏〕、己〔我〕心〔毛〕鎮〔利〕定〔万流〕可〔伎〕此悦〔比乎〕、皇神等〔尔毛〕相宇豆〔奈比〕給〔比〕相穴〔奈比〕給〔比〕相助給〔比〕相幸給〔比氏〕、掛〔麻久毛〕恐〔伎〕皇大御国〔乎志氏〕、外国〔乃〕輕慢〔乎〕不令受〔氏〕、外寇〔乎〕防禦〔尔波〕鉄〔乃〕大城〔乃〕如〔久〕為〔氏〕、物部〔乃〕八十〔乃〕心〔乎〕一向〔尔〕整給〔比〕、背叛〔久〕狂夫〔乎〕討〔牟〕事〔波〕、千引〔乃〕石〔乃〕石努以〔氏〕、打破〔我〕如〔久〕令在給〔比〕、摧伏〔牟〕事〔波〕比々羅木〔乃〕八尋梓〔乃〕如〔久〕、持曳〔牟〕事〔波〕堅室〔乃〕葛根〔乃〕如〔久尔〕、一〔尔波〕世人〔乃〕心〔乎〕令安給〔比〕、一〔尔波〕武士〔乃〕心〔乎〕婆令堅給〔比〕、此年〔尔〕迫〔利氏〕騷〔米久〕、天下〔乃〕人〔乃〕惱〔乎〕治給〔比〕靜給〔比氏〕、掛〔麻久毛〕恐〔伎〕、明御神〔乃〕大御世〔乎〕、手長〔乃〕大御世〔止〕、堅石〔尔〕常石〔尔〕齋〔比〕奉〔利〕、伊賀志〔乃〕大御世〔尔〕幸〔倍〕奉〔利〕、天下平穩〔志久〕公民令榮給〔閑止〕、穗積朝臣重胤、慎〔美〕敬〔比〕恐〔美〕恐〔美〕申賜〔久止〕白〔須〕。

3、奉告日本書紀伝二十三卷稿成且為奉迎 宗像大神欲發途於筑紫国之由 梶尾 宗像二所大神及天神地祇上

安政五年三月十五日〔自筆稿本〕『日本書紀伝』卷二十三ノ七 全集未収
 毎年〔乃〕弥生〔乃〕望日〔乃〕生日〔乃〕足日〔止〕定〔米氏〕、其御氏子〔乃〕人共等諸常例〔止〕為〔氏〕、神事成〔志〕奉〔利〕、其行宮〔尔〕於〔氏〕大御饗仕奉〔止〕承〔礼流〕任〔尔〕、某甲〔我〕此仕奉〔流〕皇大御学〔乃〕為〔尔波〕、我宗像大神〔止〕陸靈相〔氏〕、朝夕〔尔〕守給〔比〕惠給〔比〕助給〔比〕幸給〔布〕可〔伎〕幽深〔伎〕致〔加毛〕有〔祁良志〕微妙〔奈流〕趣〔加毛〕有〔都良久止〕所思〔富志久氏〕、日毎〔尔〕尊〔伎〕高〔伎〕広〔伎〕厚〔伎〕御恩頼〔乎〕蒙奉〔礼留〕任〔尔〕、某甲〔我〕本生〔乃〕淡路国〔尔〕坐〔須〕産土大神、又此住〔米流〕武藏国〔乃〕地主大神〔止〕相並〔氏〕三枝〔乃〕三所〔乃〕御社共〔尔〕、後〔礼〕前立〔流〕事無〔久〕、親〔志美〕疎〔武〕差異無〔久〕、相等同〔志久〕仕奉来〔礼留〕任〔尔〕、毎年〔乃〕此御祭日〔尔波〕、百重山隔在〔流〕事〔乎毛〕忘〔礼〕、千里放〔礼留〕事〔乎毛〕思〔波受〕、家内〔乃〕者共打拳〔利氏〕、親族〔乎〕聚〔米〕朋友〔乎毛〕集〔幣氏〕、其大神〔乃〕御許〔尔〕在〔氏〕、其神遊〔乃〕祭場〔尔〕侍〔良布〕思〔乎〕成〔志氏〕、惠々良々〔尔〕齋奉〔利〕偲奉〔事〕年遍〔久〕有〔祁流尔〕、①去年〔乃〕十一月〔乃〕中卯日、宗像大神〔尔〕劍〔止〕玉〔止〕二種神財〔乎〕捧仕奉〔利〕、此紀伝〔乃〕五卷〔尔〕当〔流〕卷〔乃〕再稿成〔礼流〕權〔乃〕御祭仕奉〔礼流〕。此頃〔志毛〕吾祖〔尔〕從五位下出羽大掾穗積朝臣重盈〔止〕云〔介流〕人有〔氏〕、其国宰仕奉〔礼流〕事有〔祁利止〕物〔余利〕見出〔多流尔〕、己〔久〕考出〔太利祁良久波〕、八尋梓梶尾大神〔波志毛〕、其国〔乃〕摠社〔尔〕大座坐〔氏〕、国司以下〔乃〕人等〔伊〕、国中〔乃〕神社〔乎〕拜〔美〕仕奉〔礼留〕齋場〔止〕知〔氏〕有〔祁礼婆〕、吾祖〔乃〕仕奉〔礼流〕大神〔乃〕御社〔尔〕坐〔尔〕、吾又大神〔乃〕御蔭〔尔〕依〔利〕其御氏子〔乃〕人共〔尔〕輔相〔良延都々〕、②皇御孫尊〔乃〕御為、天下〔乃〕為、万世〔乃〕後代〔乃〕為〔尔〕、神世〔乃〕古事〔乎〕明〔良米〕、上代〔乃〕古伝〔乎〕悟〔利氏〕、如此〔久〕此日本書紀伝〔乎〕著述〔志〕仕奉〔流尔毛〕、糧無〔氏〕波〕何〔曾〕一日〔毛〕安〔久〕仕奉〔流〕事〔乎〕得〔牟〕。物乏〔久氏波〕片時〔毛〕心平〔尔〕力〔牟流〕事〔乎〕婆得〔氏牟〕。梶尾山〔乃〕惠〔乃〕露〔尔〕潤沢〔比〕

奉〔利〕、天〔乃〕八十蔭〔尔〕覆〔比〕余〔流〕許〔乃〕御蔭〔尔〕隱〔呂比〕奉〔礼流毛〕、祖〔止〕云〔比〕、子〔止〕云〔比〕、少縁〔乃〕所以〔尔波〕非〔受奈毛〕有〔礼流毛〕、等閑〔尔〕思奉〔志〕可〔奉〕〔尔波〕非〔邪流〕事〔奈賀良〕、某甲唯一世〔乃〕美尔氏〔子孫〕〔尔〕不〔伝〕〔流〕事、将甚心苦〔志伎〕任〔尔〕、常〔毛〕口止〔受〕云事〔奈我良毛〕猶妻〔尔毛〕云〔比〕子〔尔毛〕聞〔世氏〕、八丘〔尔〕立〔流〕矛杉〔乃〕本末不〔令忘〕〔止〕為〔氏〕、愈々我産土大神〔止〕永〔久〕遠〔久〕仰仕奉〔利〕、其御祭〔乎毛〕子孫〔乃忝〕八十連綿〔尔〕不〔令〕怠〔止〕誓奉〔氏〕有〔礼流毛〕、自〔今年〕〔波〕万〔尔〕昔〔尔波〕勝〔利氏〕、心足〔比尔〕愛〔久〕善〔波志久〕仕奉〔久乎〕、又其国〔乃〕皇神等〔波〕申〔須毛〕更〔奈利〕、常〔毛〕我神床〔尔〕令〔坐〕奉〔氏〕齋仕奉〔流〕眼〔乃〕神々〔波〕、上〔波〕高天原〔尔〕神留坐〔須〕諸祖天神〔余利〕始奉〔氏〕八百万〔乃〕神等、下〔波〕滄海原潮之八百重〔乎〕所〔知看〕〔須〕素戔嗚大神所造天下大神〔止〕神事所〔知看〕〔須〕大己貴大神〔乎〕始奉〔氏〕、天社国社〔乃〕皇神等山野海河〔乃〕諸神等〔乎〕一柱〔毛〕落〔流〕事無〔久〕漏〔流〕事〔久〕招奉〔利〕令〔坐〕奉〔氏〕、

③相嘗仕奉〔流〕中〔尔毛〕殊〔尔〕抽出〔氏〕、我宗像〔乃〕三前大神〔乎〕齋〔比〕奉〔流〕事〔波〕、去〔志〕嘉永〔乃〕七年〔止〕云年〔乃〕七月〔尔〕、麻蘇比〔乃〕大御鏡〔乎〕辺津宮〔尔〕納奉〔礼留〕、並〔尔〕合〔世氏〕劍〔止〕玉〔止〕三種神宝〔乎〕捧仕奉〔久止〕年頃心〔尔〕係奉〔利氏〕事成〔尔志加婆〕、去年〔乃〕十一月〔乃〕中卯日〔尔〕從此奉出〔須止〕為〔氏〕、其筑前国人江上武述〔尔〕令〔世氏〕贈奉〔利〕流尔、十二月〔乃〕四日〔尔〕出立〔志氏〕、其二十四日〔止〕云〔尔〕其福岡〔奈流〕江上許著〔世〕給〔比〕、今年〔乃〕正月四日〔尔〕其弟〔伊〕、中津島〔尔〕持渡〔利〕、參往〔氏〕三劍〔乎婆〕此春祭〔尔〕瀛津島〔尔〕納奉〔久止〕為〔氏〕、其齋殿〔尔〕仮〔利〕齋奉〔利〕、清〔伎〕真玉〔波〕中津宮〔尔〕鎮〔米〕令仕奉〔氏〕、某甲〔我〕子孫〔乃〕八十連屬〔尔〕伝〔氏〕、皇御孫尊〔乃〕長御世〔尔〕清明〔伎〕公民〔止〕為〔氏〕、齋在〔利〕清在〔利尔〕持恐〔美〕恐〔美毛〕崇秘〔利〕仕奉〔久止〕、目〔乃〕耀〔久〕黄金〔乃〕御靈形〔乎〕、常〔毛〕願思〔布〕心足〔比尔〕令賜給〔波武〕事〔乎〕令〔下〕相奉〔礼流尔〕、大神〔乃〕大御心〔尔〕相叶〔比氏〕、瀛津宮〔余利〕授賜〔波久止〕現〔志久毛〕論給〔閉流尔〕合〔世氏〕、中津宮〔余利毛〕大御靈物〔乎〕事依〔志〕授

賜〔布〕可〔伎〕神告〔乃〕大座坐〔氏〕、此四月〔尔波〕迎申〔志尔〕參渡〔利〕来〔止〕云由〔乎〕、其仕奉〔流〕神主共〔余利〕玉梓〔乃〕書便〔尔〕告遣〔世〕、又其事〔尔〕就〔氏波〕、豫〔氏〕契置〔流〕如〔久〕辺津宮〔乃〕御靈〔乎毛〕賜〔利氏〕、三前大神〔乃〕御身形〔乎〕我家〔尔〕齋奉〔利氏〕、天地〔乃〕共弥遠長〔尔〕仕奉〔流〕可〔伎〕。④此權〔波志毛〕、独我家〔乃〕幸耳〔尔波〕不〔在〕。此皇大御学〔尔〕仕奉〔流〕天下諸人〔乃〕幸〔止那毛〕。嬉〔備〕受賜〔波利〕恐〔美〕受賜〔波流〕可〔伎〕寿詞〔乎〕仕奉〔利〕、又年遍〔久〕禱奉〔利志〕玉敷〔伎〕平〔乃〕宮都〔尔〕大座坐〔須〕宗像大神〔乃〕新宮造〔利〕善〔波志久〕成整〔比氏〕、十二月〔乃〕十七日〔那毛〕、志都宮〔尔〕鎮〔利〕定〔利〕大座坐〔奴止〕聞〔氏〕、此三月〔乃〕下旬〔余利〕、其新宮拜〔美尔〕參往〔伎〕、将筑紫〔乃〕宮〔尔波〕其御靈〔乎〕迎奉〔久止〕出立〔都尔〕就〔氏毛〕、其權〔比〕榮〔由流〕心緒〔乎〕、崎門山〔乃〕興津浪千重浪類〔尔〕聞上〔礼〕仕奉〔久止〕為〔氏〕、今日〔乃〕朝日〔乃〕豊榮登〔尔〕、宇豆〔乃〕大前〔尔〕鹿自物膝折伏〔世〕、鵜事物頭根突拔〔氏〕、八度伏〔世良比〕八度拜〔美〕仕奉〔利氏〕、百取〔乃〕机代〔止〕捧奉〔流〕物〔波〕、家内〔乃〕者共〔乃〕心〔毛〕淨〔伎〕清酒〔尔〕甘酒〔乃〕白〔伎〕御酒〔止乎〕、甄上高知〔利〕馥腹満並〔氏〕称辞竟奉〔利〕、朝〔尔波〕真玉〔乃〕如〔久〕磨〔岐〕精〔那多流〕美飯〔乃〕大御饌〔乎〕八十平瓮〔尔〕取並〔氏〕奉〔利〕、夕〔尔波〕最〔尔〕最〔太留〕味魚〔尔〕焼〔太留〕、鶏卵煮〔太留〕、椎茸削〔太流〕、笋刻〔太留〕、蓮根干〔太留〕、瓢海老〔乃〕丸切〔乎〕酢〔尔〕浸〔志〕飯〔尔〕和〔太留〕大御饌〔乎〕、大山小山置〔波留我〕如〔久〕八盛〔尔〕盛〔氏〕、種々〔乃〕汁物品々〔乃〕御贄〔止〕共〔尔〕称辞竟奉〔利〕、大野原〔乃〕物〔波〕甘菜辛菜、大海原〔乃〕物〔波〕荒藻和藻〔尔〕至〔流〕迄〔尔〕、五色〔乃〕絹絲、荒妙、和妙〔乃〕大御服、大〔伎〕小〔伎〕劍〔乎〕始〔氏〕捧奉〔良久乎〕、皇神等〔乃〕大御心〔毛〕明〔加尔〕平〔介久〕所聞食〔氏〕、

⑤掛〔麻久毛〕恐〔伎〕皇大御典〔乎〕説奉〔利〕、神皇〔乃〕大道〔乎〕天下〔尔〕万国〔尔〕国〔乃〕為〔尔〕人〔乃〕為〔尔〕明〔良米〕仕奉〔流〕穗積朝臣重胤〔我〕訴白〔須〕事〔乃〕由〔乎〕聞食〔止〕白〔佐久〕。常〔毛〕白〔志氏〕事旧〔尔太留〕申事〔尔波〕在〔止毛〕、我宗像大神〔乃〕御手打掛〔氏〕引寄〔世氏〕、導給〔閉流〕任〔尔〕、梶尾大神〔乃〕召給〔比〕治賜〔閉流〕御靈〔尔〕資〔氏〕、其御氏子〔乃〕人〔波〕更〔奈

利。加茂鶴岡〔乃〕八十人〔乃〕助〔尔〕依〔氏〕耕〔志〕績〔久〕煩無〔久〕妻〔波〕家〔尔〕在〔氏〕内事〔乎〕取擬〔比〕子〔波〕外〔尔〕在〔氏〕物理学為〔都々〕我業〔乎〕承〔流〕下構〔乎〕成〔氏〕志有〔礼〕婆、皇神等〔乃〕事寄〔志〕授給〔布〕職〔止〕某甲〔我〕可勤〔伎〕勉〔波〕志毛、唯此日本書紀〔乃〕伝〔乎〕可仕奉〔伎〕業耳〔尔〕志有〔礼〕婆、朝夕昼夜〔止〕無〔久〕此業〔乃〕侘〔尔〕可携〔伎〕身〔止〕毛非〔奴〕乎、⑥去年〔乃〕十一月〔乃〕下旬〔余利〕始〔氏〕氣吹舍〔乃〕徒吾学〔乎〕妬〔美〕妨〔介〕氏、其下風〔尔〕令〔在〕牟止種々〔乃〕争論〔乎〕起〔志〕氏攻寄来〔利〕又同〔自〕志〔止〕毛非〔奴〕俗人〔乃〕出入繁〔久〕成以〔氏〕行〔氏〕可惜日時〔乎〕費〔須〕事日毎々〔尔〕在〔氏〕学問〔乃〕為〔尔〕許多〔乃〕煩〔比〕多〔久〕又不須也、凶目心穢〔伎〕惡逆在奴在〔氏〕皇神等〔乃〕授賜〔閑〕流吾財〔乎〕欺〔伎〕奪〔比〕氏返〔佐〕受、其為〔尔〕心〔乎〕痛〔米〕身〔乎〕苦〔志〕米、此〔尔〕行〔伎〕彼〔尔〕走〔利〕氏、怠〔利〕休〔万〕布日不少〔那〕母在〔氏〕今年〔乃〕春〔乎〕係〔氏〕平年〔乃〕半〔尔〕毛不至〔流〕乎、此等〔乃〕禍事〔乃〕打続〔伎〕多良牟尔波、神〔止〕君〔止〕乃御為〔尔〕可仕奉〔止〕思勤〔志〕牟心〔毛〕空〔志〕久成〔氏〕何〔乃〕世、何〔奈〕流時〔乎〕待〔氏〕加毛成〔流〕事〔乎〕婆得〔氏〕牟吾学〔乎〕妨〔祈〕吾財〔乎〕奪〔比〕吾家〔乎〕煩〔波〕受惡〔伎〕人穢〔伎〕人〔波〕神皇〔乃〕大道〔乎〕蔑如〔志〕奉〔流〕甚枉々〔志〕伎倅人〔尔〕志有〔都〕礼婆、近著〔氏〕吾為〔尔〕好〔介〕久波非〔受〕奈毛有〔祈〕流。是以申〔佐〕久婆、家内〔尔〕波屋敷命〔乃〕御守厚〔久〕門辺〔尔〕波御門神〔乃〕御禁強〔久〕岐神〔波〕道俣〔乃〕障〔氏〕彼根国底国〔余〕利匱〔備〕踈〔備〕来物〔尔〕相交〔許〕利、相口会給事無〔志〕氏心〔毛〕清〔加〕良受、行〔毛〕惡在〔流〕人〔乃〕久那多夫礼〔波〕吾許〔尔〕来〔流〕事無〔久〕来人居〔止〕毛皇神等〔乃〕健〔伎〕雄々〔志〕伎大御稜威〔乎〕打振〔比〕大座坐〔氏〕矛由氣矢刺〔氏〕迫麻久流〔我〕如〔久〕神掃〔尔〕却排〔祈〕給〔比〕氏、唯神直日大直日〔乃〕御靈賜〔比〕氏、⑦某甲〔我〕家〔乎〕起〔志〕身〔乎〕令立〔氏〕此皇大御学〔乃〕業〔尔〕相共々〔尔〕力〔乎〕戮〔世〕心〔乎〕一〔尔〕為〔氏〕此学業〔乎〕受継〔伎〕弘〔氏〕某甲〔我〕此誓〔比〕立〔流〕功名〔乎〕千名〔乃〕五百名〔尔〕可令立〔伎〕人〔止〕有〔婆〕千人五百人〔乎〕毛睦〔比〕令集給〔比〕金銀〔乎〕

掠奪〔布〕如〔伎〕倅人〔乃〕煩〔比〕波、今日〔乎〕限〔氏〕生涯世〔尔〕令勿給〔比〕家〔毛〕安〔久〕身〔毛〕平〔加〕尔令〔在〕給〔比〕、⑧此二十三卷〔止〕云〔余〕利次々速々〔止〕著述〔志〕仕奉〔牟〕事〔尔〕手蹟〔比〕足蹟〔比〕不令〔為〕氏、神代〔乃〕故事〔乎〕過事無〔久〕正〔久〕直〔久〕唯有〔尔〕有〔乃〕隨〔尔〕愛〔久〕善〔志〕久皇神等〔乃〕幸魂奇魂預相致〔志〕氏、神〔乃〕御言〔止〕吾言〔尔〕僻々〔志〕伎事無〔久〕千卷八千書々伝〔閑〕氏、天地〔止〕日月〔止〕共〔尔〕天下〔乎〕照臨〔美〕坐〔牟〕皇御孫尊〔乃〕大御世〔乎〕手長〔乃〕大御世〔止〕堅石〔尔〕常石〔尔〕齋奉〔利〕茂〔乃〕大御世〔尔〕幸奉〔利〕天下平穩〔志〕久公民富榮〔志〕米給〔氏〕此皇御孫尊〔乃〕御楯〔止〕成〔氏〕仕奉〔流〕此大御学〔乃〕勢灼〔久〕天壓神〔乃〕大御稜威真盛〔尔〕大座坐〔氏〕四夷八蛮〔乃〕侮〔利〕乎不令受〔氏〕物部〔乃〕八十〔乃〕心〔乎〕一〔尔〕成〔氏〕海外〔乃〕酋長〔乎〕打從〔閑〕御馬飼〔乃〕役〔尔〕可召給〔伎〕時〔乎〕速〔尔〕令得給〔比〕氏、宝祚之隆当與天壤無窮者矣〔止〕仰給〔閑〕利禰流〔高〕光〔流〕日大御神〔乃〕大御命〔乃〕驗〔乎〕今〔毛〕速〔尔〕顯示給〔閑〕止、負氣無〔伎〕事奈賀良〔毛〕⑨皇神等〔尔〕誓白〔氏〕、此日本書紀伝〔乎〕仕奉〔流〕吾心〔乎〕聞食〔志〕愍給〔閑〕止恐〔美〕恐〔美〕毛禱申〔志〕給〔久〕止白〔須〕。

〔付記〕本稿は、平成三十一年（令和元年）度皇學館大学津田学術振興基金の助成の受け、プロジェクト研究「皇室文化研究の総合学術拠点の形成」（研究代表者：河野訓学長）の研究成果の一部である。

（さの まさと・皇學館大学研究開発推進センター准教授）

About SUZUKI Shigetane's research attitude toward

Nihon-Shoki

— Examination of unpublished Shinto prayers left in

“*Nihon-Shoki-Den*” —

SANO Masato

Kogakkan University holds a handwritten manuscript of SUZUKI Shigetane's of “*Nihon-Shoki-Den*”. Shigetane's handwritten manuscript *Nihon-Shoki-Den* contains unpublished Shinto prayers. By examining the Shinto prayers, we can approach the ideas behind Shigetane's theory.

Writing of “*Nihon-Shoki-Den*” was started after making an oath to the gods. You can feel his strong will to write for God and the Emperor, not to announce the research results. Studying “*Nihon-Shoki*” was necessary for SUZUKI Shigetane to protect the imperial family and the nation.